

伊勢市

令和6年度～令和8年度

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

～だれもが自分らしく暮らせる自立と共生のまち いせ～



令和6年3月

～ はじめに ～

伊勢市では、伊勢市手話言語条例の制定、県内初となる障がい者サポーター制度の創設、バリアフリー観光の取組など、誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けた様々な取組を、障がいのある人や支援者、事業者の皆様などと協力して進めてまいりました。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に共生社会の実現を目指す共生社会ホストタウンに登録され、さらに、これまでの先導的な取組が評価され、内閣官房より先導的共生社会ホストタウンの認定を受けました。



令和3年3月に「伊勢市第2期障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、重度障がいのある人が利用できる短期入所施設やグループホームの整備、障がい児支援の提供体制の確保、相談支援体制の充実・強化などに取り組んでまいりました。令和5年5月には、伊勢市駅前再開発ビルに「健康福祉ステーション」を開設し、関係機関を含め、福祉の各分野を横断した組織体制を整備することで、高齢者、障がいのある人、子どもなど誰一人取り残さない取組を進めているところです。

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、地域生活の継続の支援、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保などが求められています。

こうした課題や社会背景等を踏まえ、この度、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「伊勢市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画では、基本理念である「だれもが自分らしく暮らせる自立と共生のまち いせ」の実現に向けて、すべての障がいのある人が、地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供に係る見込量、体制確保のための方策等を一体的に定めています。

計画の推進には、市民の皆様をはじめ、関係機関や団体、事業者の皆様との協働、連携が不可欠であることから、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたりご尽力いただきました伊勢市障害者施策推進協議会及び自立支援部会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様、関係団体及び事業所の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

伊勢市長 鈴木 健一

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	5
5. 計画における障がいの定義	7
第2章 障がいのある人を取りまく現状	8
1. 障がいのある人の推移	8
第3章 計画の基本的な考え方	13
1. 基本理念	13
2. 基本目標	13
3. 障害福祉サービス等の体系	14
第4章 成果目標と達成のための方策	15
1. 前期計画の振り返り	15
2. 成果目標と達成のための方策	18
3. 重点的に取り組むべき事項	29
第5章 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	30
1. 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	30
2. 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策	39
3. 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	41
第6章 計画の推進に向けて	50
1. 計画の推進体制	50
2. 計画の進行管理	51
資 料 編	52
1. 計画の策定経過	52
2. 実態調査結果の概要	53
3. 伊勢市障害者施策推進協議会について	61
4. 用語解説	64

本文中において、*(アスタリスク)が付いている用語については、資料編の「4.用語解説(P 64 以降)」にその用語の説明を掲載しています。

なお、同ページ内に複数出現する場合は、最初の実語のみ*(アスタリスク)を付けています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国においては、平成26年1月に障害者の権利に関する条約を批准し、障害者基本法*や障害者雇用促進法、発達障害者支援法、障害者総合支援法、児童福祉法の改正をはじめ、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、成年後見制度*利用促進法、読書バリアフリー法、医療的ケア*児支援法などの法整備が進められました。

また、SDGs*(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の達成に向けた「SDGs実施指針」を定めており、その中で、地方自治体においても、積極的な取り組みが期待されています。

本市では、令和3年3月に「伊勢市第2期障がい者計画(令和3年度から令和8年度までの6か年計画)及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(令和3年度から令和5年度までの3か年計画)」を策定し、すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、さまざまな取り組みを進めているところです。

「伊勢市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(以下「本計画」という。)」は、これら国の動向を踏まえ、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念の下、前期計画の数値目標に対する進捗状況や、各年度における障害福祉サービス等の実績を分析した上で、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とし、具体的な数値目標や各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、本市における障がい福祉施策の一層の充実を図るために策定するものです。

■これまでの障がい者施策に関連する法整備の主な動き(障害者基本法改正以降)

年	主な動き
平成 23 年	8月「障害者基本法」の改正・施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮*、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年	10月「障害者虐待防止法」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定 等

年	主な動き
平成 25 年	4月「障害者総合支援法」の改正・施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 4月「障害者優先調達推進法」の施行 ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 9月「障害者基本計画(第3次)」策定 ・基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記 等
平成 26 年	1月 日本が「障害者の権利に関する条約」を批准 4月「障害者総合支援法」の改正・施行 ・障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助*一元化 等
平成 28 年	4月「障害者差別解消法」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮*の提供、自治体の差別解消の取り組み 等 4月「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 5月「成年後見制度*利用促進法」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 8月「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	3月「障害者基本計画(第4次)」策定 4月「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行 ・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 6月「障害者文化芸術活動推進法」の施行 ・障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等
令和 2 年	4月「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行 ・国及び地方公共団体の障害者活躍推進計画作成指針の策定・公表義務 等 6月「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行 ・障がい者等へのサービス提供について国が認定する観光施設の情報提供の促進 等
令和 3 年	4月「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行 ・公共交通事業者等に対するソフト基準遵守義務の創設、国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等の追加 等 9月「医療的ケア*児支援法」の施行 ・医療的ケア児が在籍する保育所・学校等に対する支援の確保、日常生活における相談支援体制の確保及び支援人材の確保 等
令和 4 年	5月「障害者情報アクセシビリティ*・コミュニケーション施策推進法」の施行 ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進 等
令和 5 年	3月「障害者基本計画(第5次)」の策定

2. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

■【参考】障害者総合支援法・児童福祉法条文

◇障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）

第 88 条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

◇児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 33 条の20第1項

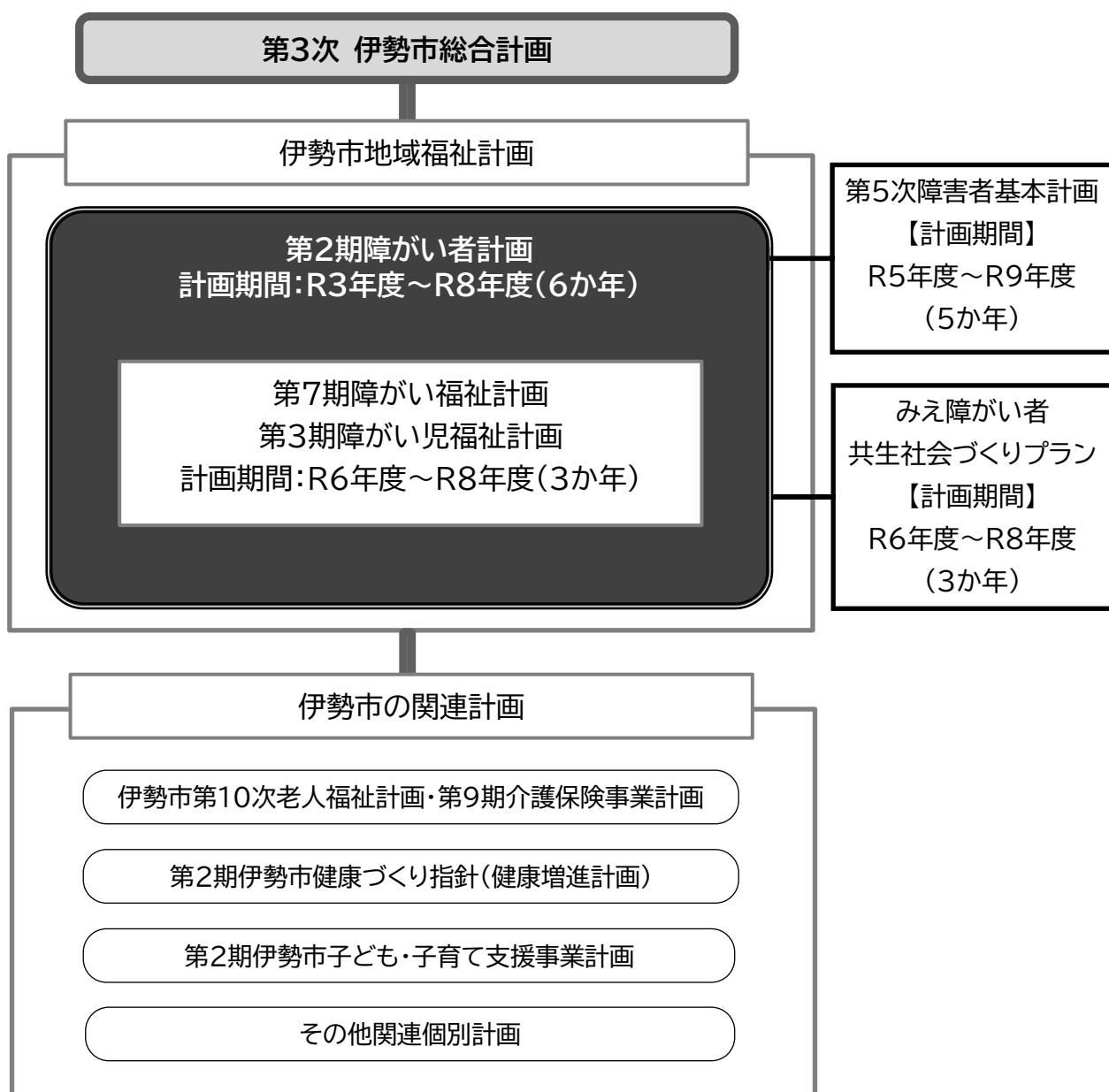
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2)他の計画との関係

本計画は、上位計画である伊勢市総合計画及び伊勢市地域福祉計画中における、障がい者福祉に関する実施計画として位置づけられます。

また、「伊勢市第10次老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」、「第2期伊勢市健康づくり指針(健康増進計画)」、「第2期伊勢市子ども・子育て支援事業計画」など本市の関連計画との調和を図るとともに、国の障害者基本計画や三重県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」等の内容も踏まえて策定しています。

■第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の位置付け



(3)SDGs*との関係

本計画で定める基本理念や施策を推進することにより、SDGsが定めるゴールの達成に貢献することを目指します。

■本計画と関連の強いゴール



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの3年間とします。

■計画の期間

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障がい者計画	←		第2期			→	←...	第3期	
障がい福祉計画	←	第6期	→	←	第7期	→	←...	第8期	...→
障がい児福祉計画	←	第2期	→	←	第3期	→	←...	第4期	...→

4. 計画の策定体制

(1)伊勢市障害者施策推進協議会による検討

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障がいのある人やその家族、障がい者福祉関係団体の代表者、福祉・保健医療・教育・雇用などの関係機関等で構成される「伊勢市障害者施策推進協議会(以下、「施策推進協議会」という。)」において計画内容を審議しました。

(2)実態調査の実施

① 市民アンケート調査

障がいのある人の生活状況や将来のこと、福祉サービスの利用状況・利用意向などを把握し、基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

調査対象者	身体障害者手帳*所持者、療育手帳*所持者、精神障害者保健福祉手帳*所持者、自立支援医療*受給者(精神通院医療)、福祉サービス等利用児童				
抽出方法	無作為抽出				
調査期間	令和5年7月4日～8月4日				
調査方法	郵送配布、郵送・電子回収				
配布数	2,000人	有効回答数	749人	有効回答率	37.5%

② 事業所アンケート調査

障害福祉サービス等の提供状況等を把握し、基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

調査対象団体	障害福祉サービス等提供事業所				
調査期間	令和5年7月10日～7月28日				
調査方法	電子配布・電子回収				
配布数	45法人	有効回答数	25法人	有効回答率	55.6%

③ 関係団体等ヒアリング

関係団体等に対し、障害福祉サービス等の現状や課題などを把握することを目的にヒアリングを実施しました。

調査対象団体	障がい者団体
調査期間	令和5年8月21日～8月24日
調査方法	訪問等によるヒアリング調査
団体数	6団体

(3)パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

意見募集期間	令和 5 年 12 月 1 日～令和 6 年 1 月 4 日
意見提出数	14件(2人)

5. 計画における障がいの定義

本計画における「障がいのある人」とは、特に区別する必要がある場合を除き、年齢にかかわらず、障害者基本法*の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害があり、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けるすべての人」のことをいい、また障害者手帳の有無にかかわらず、発達障がい、難病、高次脳機能障がいがある人などを含むものとします。ただし、本文中において、児童福祉法に基づくサービスなど 18 歳未満の児童を対象とした施策等を説明する場合や各種制度の対象を分かりやすく表現する際に、「障がい児」と記載しています。

また、本市の広報誌等における表記の考え方にに基づき、原則として「障がい」、「障がいのある人」のように「がい」の字をひらがなで表記しています(法律名、制度名、機関名などの固有名詞等を除く)。

社会的障壁とは…

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上での障壁となり得る事物、制度、慣行、観念などあらゆるもののこと。道路の段差や漢字が多くて理解しづらい書類などがこれにあたる。

第2章 障がいのある人を取りまく現状

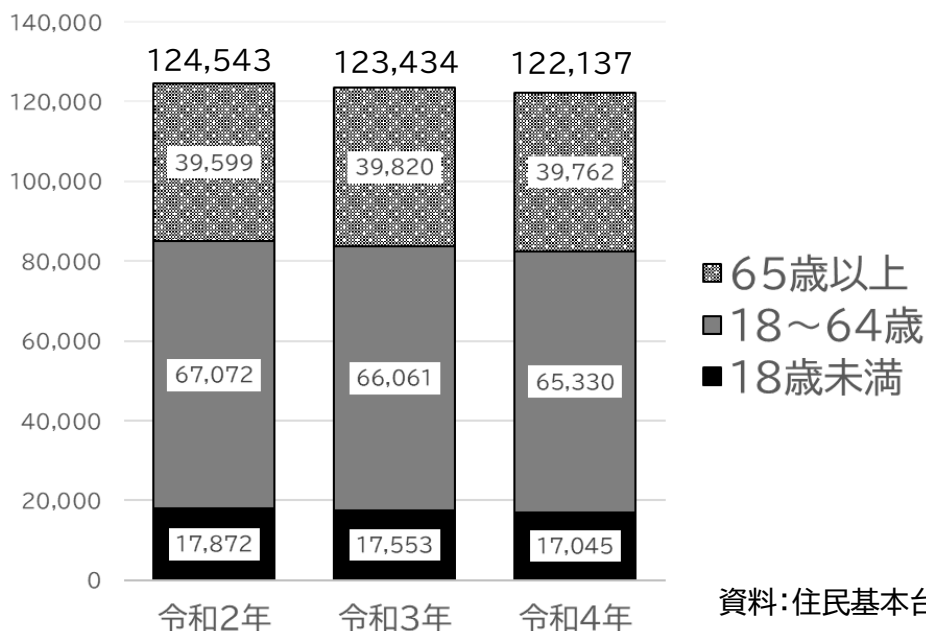
1. 障がいのある人の推移

(1) 人口の推移

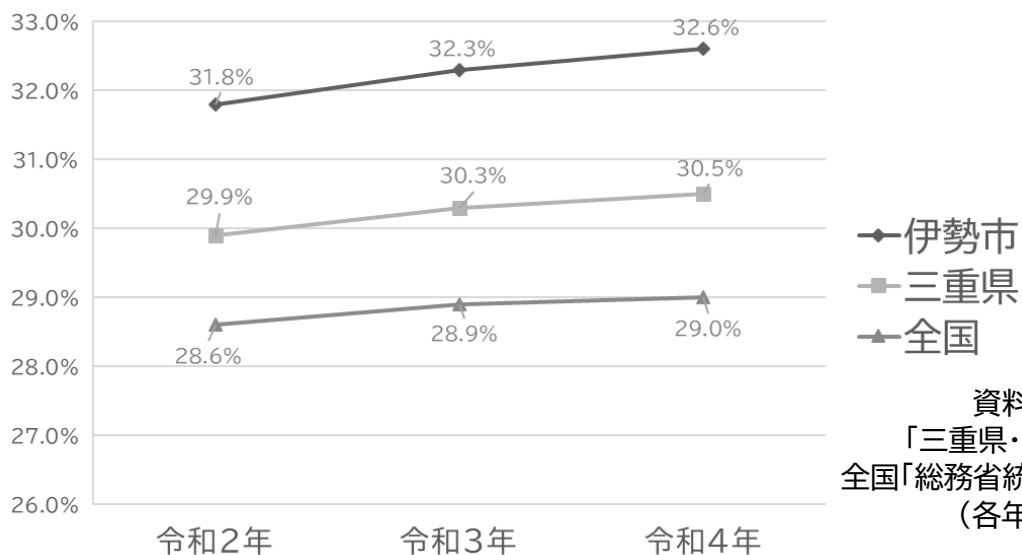
本市の人口推移をみると、減少傾向にあり、令和4年で122,137人となっています。

一方、高齢化率(総人口に対する65歳以上の人口の割合)は年々増加しており、高齢化が進んでいます。令和4年では32.6%と、三重県や全国と比べて高い水準となっています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



■高齢化率の推移(伊勢市・三重県・全国)

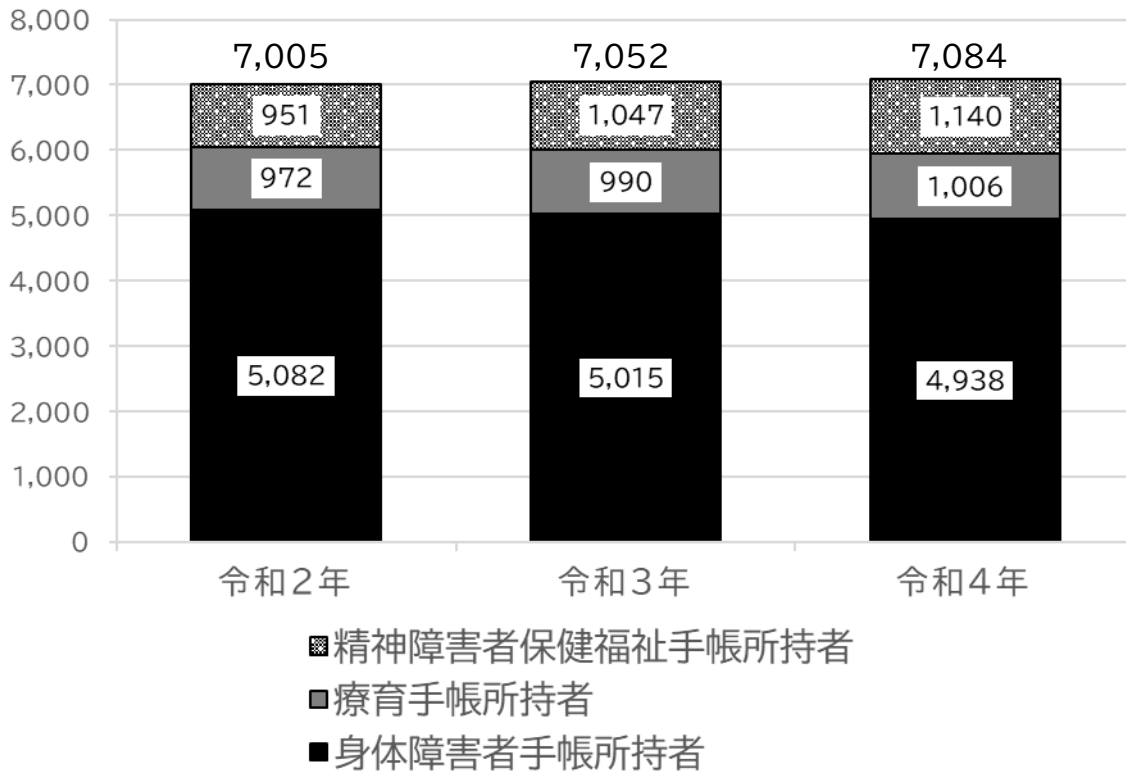


(2)障がいのある人の状況

① 障がい種別手帳所持者数の推移

手帳所持者数の推移をみると、療育手帳*所持者と精神障害者保健福祉手帳*所持者において、増加傾向にあります。

■障がい種別手帳所持者数の推移



資料：庁内資料(各年度3月31日現在)

② 身体障がいのある人

身体障害者手帳*所持者数の推移をみると、減少傾向で推移し、等級別でみると、「1級」と「4級」の人で全体の半数以上を占めています。種類別でみると、「肢体障がい」が最も多くなっており、全体の約半数を占めています。

■年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	94	90	93
18～64歳	1,313	1,230	1,199
65歳以上	3,675	3,695	3,646
合計	5,082	5,015	4,938

資料：庁内資料(各年度3月31日現在)

■等級別身体障害者手帳*所持者数の推移

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1,737	1,763	1,653
2級	706	699	705
3級	810	781	820
4級	1,168	1,127	1,122
5級	264	254	246
6級	397	391	392
合 計	5,082	5,015	4,938

資料:庁内資料(各年度3月 31 日現在)

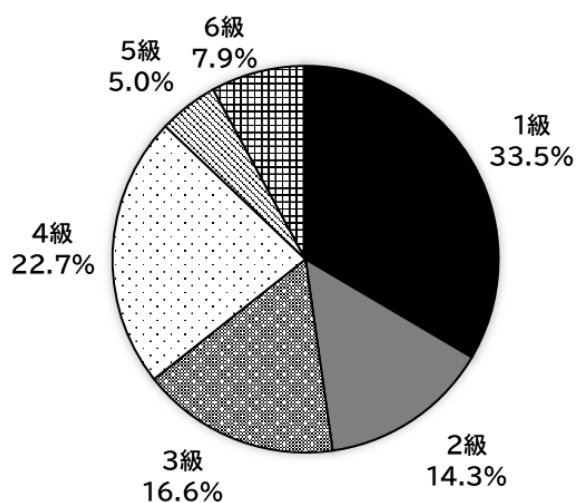
■障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位:人

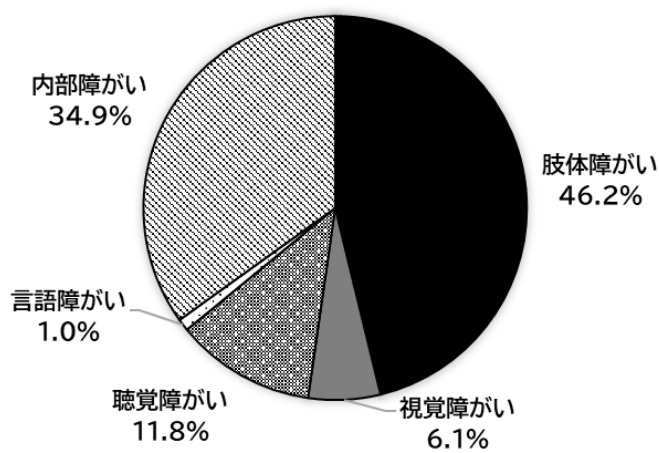
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肢体障がい	2,411	2,328	2,281
視覚障がい	304	297	300
聴覚障がい	594	586	583
言語障がい	55	54	50
内部障がい	1,718	1,750	1,724
合 計	5,082	5,015	4,938

資料:庁内資料(各年度3月 31 日現在)

■等級別身体障害者手帳所持者数の内訳



■種類別身体障害者手帳所持者数の内訳



資料:庁内資料(令和4年度末時点)

③ 知的障がいのある人

療育手帳*所持者数の推移をみると、増加傾向で推移しています。

また、障がいの程度別でみると、「B1」が 34.2%で最も多く、次いで「A2」が 28.4%となっています。

■年齢別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18 歳未満	204	194	195
18～64 歳	672	687	704
65 歳以上	96	109	107
合 計	972	990	1,006

資料：庁内資料(各年度3月 31 日現在)

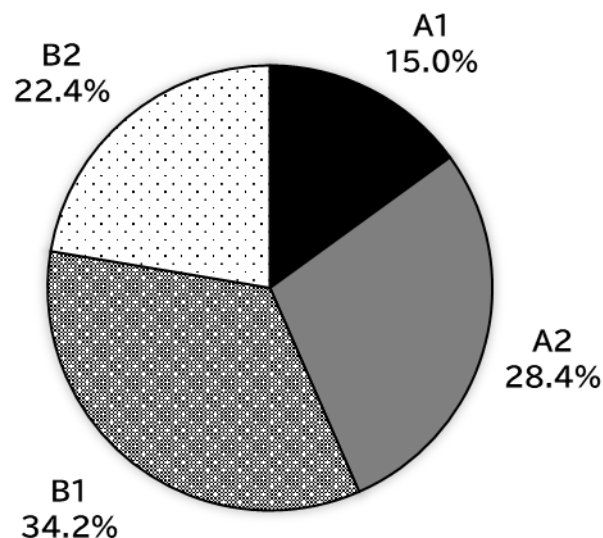
■障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A1	153	153	151
A2	278	286	286
B1	357	351	344
B2	184	200	225
合 計	972	990	1,006

資料：庁内資料(各年度3月 31 日現在)

■障がいの程度別療育手帳所持者数の内訳



資料：庁内資料(令和4年度末時点)

④ 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳*所持者数の推移をみると、増加傾向で推移しており、いずれの年齢でも増加傾向にあります。

等級別でみると、「2級」が多く、6割以上を占めています。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18 歳未満	20	20	27
18～64 歳	776	843	926
65 歳以上	155	184	187
合 計	951	1,047	1,140

資料:庁内資料(各年度3月 31 日現在)

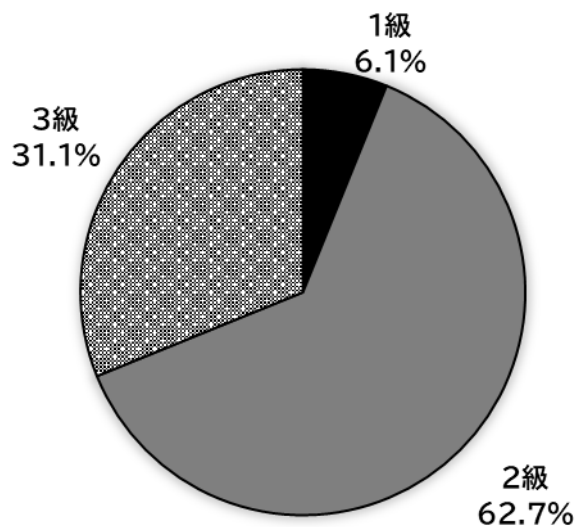
■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	62	66	70
2級	586	656	715
3級	303	325	355
合 計	951	1,047	1,140

資料:庁内資料(各年度3月 31 日現在)

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の内訳



資料:庁内資料(令和4年度末時点)

④ 難病患者等

発病の機構が明らかではなく、治療方法が確立していない疾病は「難病」と呼ばれます。令和3年11月1日より難病医療費助成制度の対象疾病が338疾病に拡大され、難病患者（特定医療費受給者）の医療機関の利用にかかる費用の負担軽減制度がさらに充実されました。

■難病患者（特定医療費受給者）数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者	1,088	1,003	1,056

資料：伊勢保健所年報（各年度3月31日現在）

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

令和3年3月に策定した「伊勢市第2期障がい者計画」では、障害者基本法*の理念に則り、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現するため、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるまちを目指すこととしています。

2. 基本目標

本計画においても、上記の基本理念に基づき、「伊勢市第2期障がい者計画」の基本目標と共通とし、施策の推進を図ります。

だれもが自分らしく暮らせる 自立と共生のまち いせ

3. 障害福祉サービス等の体系

自立支援給付

障害福祉サービス

■訪問系サービス

- ・居宅介護(ホームヘルプ)
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援

■居住系サービス

- ・共同生活援助*(グループホーム*)
- ・施設入所支援
- ・自立生活援助

■日中活動系サービス

- ・生活介護
- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援(A型・B型)
- ・就労定着支援
- ・就労選択支援
- ・短期入所(ショートステイ)
- ・療養介護

■相談支援サービス

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

自立支援医療*

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療

補装具

障害児通所支援等

- ・障害児相談支援
- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援

地域生活支援事業

- ・理解促進研修・啓発事業
- ・自発的活動支援事業
- ・相談支援事業
- ・成年後見制度*利用支援事業
- ・意思疎通支援事業
- ・手話奉仕員養成事業
- ・日常生活用具*給付等事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター
- ・日中一時支援事業

第4章 成果目標と達成のための方策

1. 前期計画の振りかえり

前期計画の第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定時に見込んだ令和5年度における成果目標に対して実績値を比較し、評価を行いました。

【成果目標1】:福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	令和元年度末 施設入所者数(A)	令和5年度末 施設入所者数(B)	削減数 (A-B)	地域移行者数
目標値	127 人	124 人	3 人	8 人
実績(見込み)値		122 人	5 人	6 人

施設入所者数については、122人(5人の削減)となり、目標値を達成する見込みですが、グループホーム*など地域での生活へ移行した人については、目標値の8人に対して6人となる見込みです。

【成果目標2】:地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	令和元年度の状況	令和5年度までの 目標	令和5年度までの 実績(見込)
運用状況の検証及び 検討の実施回数	—	3 回以上	3 回

本市では、障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域において支援者が連携し、地域の障がいのある人を支える仕組み(面的整備型の地域生活支援拠点)を令和2年度に整え、施策推進協議会の専門部会等で評価し、機能の充実に向けた協議を実施しました。

【成果目標3】:福祉施設から一般就労*への移行等

① 一般就労移行

項目		令和元年度 一般就労移行者数 (A)	令和5年度 一般就労移行者数 (B)	割合(B/A)
目標値		14 人	20 人	1.4 倍
内 訳	就労移行支援事業	6 人	9 人	1.5 倍
	就労継続支援A型事業	5 人	7 人	1.4 倍
	就労継続支援B型事業	3 人	4 人	1.3 倍
実績(見込み)値		14 人	11 人	0.8 倍
内 訳	就労移行支援事業	6 人	3 人	0.5 倍
	就労継続支援A型事業	5 人	7 人	1.4 倍
	就労継続支援B型事業	3 人	1 人	0.3 倍

② 就労定着支援事業

項目	令和5年度 就労定着支援事業利用者数	令和5年度 就労定着支援事業の就労定着率8割 以上の事業所の割合
目標値	14 人	7 割
実績(見込み)値	5 人	10 割

令和5年度における一般就労移行者数を20人に設定しましたが、実績は目標設定を下回る11人になる見込みです。一方で、市内唯一の就労定着支援事業所において、就労定着率8割以上となり、目標値を達成しています。

【成果目標4】:障がい児支援の提供体制の整備等

項目	令和元年度の状況	令和5年度 目標	令和5年度 実績(見込)
主に重症心身障がい児*を支援する 児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所の設置	—	1 箇所	1 箇所
医療的ケア*児等に関するコーディネーターの配置	—	配置	配置

主に医療的ニーズの高い重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスだけでなく、生活介護、介護保険制度の療養通所介護(難病等の重度要介護者やがん末期の人など)に対し、看護師による観察等を行う施設)もあわせて提供する共生型サービス事業所を確保しました。

【成果目標5】:相談支援体制の充実・強化等

項目	令和元年度の状況	令和5年度 目標	令和5年度 実績(見込)
総合的・専門的な相談支援の実施	—	実施	実施
訪問等による専門的な指導・助言	—	実施	実施
相談支援事業者の人材育成の支援	—	実施	実施
相談機関との連携強化の取り組み の実施	—	実施	実施

市内で1箇所設置済みの基幹相談支援センターを中心に、相談支援ネットワークグループ*会議を毎月開催し、人材育成の支援や連携強化を図りました。地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保しています。

2. 成果目標と達成のための方策

国の基本指針を基にこれまでの実績や地域の実情を踏まえて、令和6年度からの成果目標を次のとおり設定し、達成できるよう施策を展開していきます。

(1) 地域生活の継続の支援及び地域生活への移行

① 地域生活支援拠点の機能の充実

国の指針においては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する人に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホーム*への入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があるとされています。

本市では、平成 29 年度から、施策推進協議会の自立支援部会において、プロジェクトチームを設置し、障がいのある人や家族会へのヒアリング、支援者へのニーズ調査、市民への報告会などを行いながら、検討を重ねてきました。

その後、施策推進協議会での最終的な協議を経て、地域において支援者が連携し、地域の障がいのある人を支える仕組み(5つの機能による「面的整備型」の地域生活支援拠点)を整備し、事業の推進を図っていくこととしました。

特に優先すべき取り組みとして、「緊急時の受け入れ・対応」の仕組みづくりを以下のとおり早期に行うこととしています。

また、その他の機能についても、現在、施策推進協議会や相談支援事業所を中心に協議を重ねており、今後も更なる支援体制の強化や連携を図ります。

(参考:地域生活支援拠点等の5つの機能)

- ①相談
- ②緊急時の受け入れ・対応
- ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり

○「緊急時の受け入れ・対応」の仕組みづくり

・緊急短期入所等の実施

相談支援専門員*やコーディネーターが短期入所事業所等の利用調整などを行い、一時的に入所等受け入れ対応をします。

・今後の利用に向けた調整

緊急短期入所等利用中に、相談支援専門員が利用者の意向を確認し、関係者と退所後の生活の検討及び調整等を行います。

・利用される人の不安や負担を軽減するため、登録制とし事業所の体験等を行い、緊急時に備えます。

目標と考え方

【成果目標】

項目	目標値	考え方
設置箇所数	1 箇所	地域において支援者が連携し、地域の障がいのある人を支える仕組みとして整備した面的体制の機能の充実を図る
強度行動障がい*に関する支援ニーズの把握及び支援体制の整備の推進	整備	強度行動障がいに関する支援ニーズを把握し、支援体制の整備を検討

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	1 人	1 人	1 人
機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	1 回	1 回	1 回

目標達成のための方策

- 国の示す「地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引き」を活用し、施策推進協議会等において検証を行い、充実に向けた取り組みを実施します。
- 体験の機会・場の機能についても、本格的な実施に向けて、施策推進協議会の専門部会等での検討を重ねていきます。

- 強度行動障がい*のある人が適切な支援を受けられるよう、地域の関係機関との連携を図りつつ、地域における支援ニーズの把握、課題の整理を行い、専門的人材の育成等について検討します。

② 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がいのある人について、グループホーム*での生活や一人暮らしなど、地域生活への移行を推進します。

目標と考え方

【成果目標】

項目	目標値	考え方
地域生活移行者数	8 人	令和4年度末時点の施設入所者数(124人)の6%以上
施設入所者数の削減	▲7 人	令和4年度末時点(124 人)の5%以上削減

目標達成のための方策

- まずは施設入所を希望する人や地域生活への移行を希望する人の詳細なニーズ把握を行い、成果目標に向けた取り組みの協議を行います。
- 地域生活支援拠点等の体験機能と連動しながら、一人暮らしの体験居室の確保について、施策推進協議会の専門部会等での検討を重ねていきます。
- 国県等の施設整備補助制度の情報提供を積極的に行うなど、重度身体障がいのある人への対応や強度行動障がい等の専門的な支援を必要とする人が利用できる日中サービス支援型グループホーム*等のサービス提供体制の整備促進・充実に努めます。
- 障がいのある人の高齢化も踏まえ、高齢者分野との連携を進めていきます。

③ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築

新たに三重県の計画において設定された数値目標も参考に、病院からの退院など地域生活移行後に対応するための支援体制の充実を図ります。

目標と考え方

【成果目標】

項目	目標値	考え方
関係機関の協議の場の開催回数	年 1 回以上	保健、医療、福祉関係者等による協議を実施

目標達成のための方策

- 市の重層的支援体制や高齢者の地域包括ケアシステム*などの既存の仕組みを整理するなど、三重県とも連携しながら協議や周知を行います。

(2)福祉施設等から一般就労*への移行等

就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進するとともに、一般就労への定着支援の促進を図ります。

目標と考え方

【成果目標】

- ① 福祉施設(就労移行支援事業等)から一般就労への移行者数
(基準値:令和3年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者の数:10人)

目標値	考え方
20 人	令和8年度中における就労移行支援事業等から一般就労へ移行する者の目標数
2 倍	基準値の2倍を目標とする(国指針:基準値の 1.28 倍以上)

※ 就労移行支援事業等とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。

- ② 就労移行支援事業から一般就労への移行者数
(基準値:令和3年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者の数:2人)

目標値	考え方
4人	令和8年度中における就労移行支援事業から一般就労へ移行する者の目標数
2 倍	基準値の2倍を目標とする(国指針:基準値の 1.31 倍以上)

- ③ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労*へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

目標値	考え方
50%以上	令和8年度中における就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合(国指針:50%以上)

- ④ 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数

(基準値:令和3年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行した者の数:5人)

目標値	考え方
10人	令和8年度中における就労継続支援A型事業から一般就労へ移行する者の目標数
2倍	基準値の2倍を目標とする(国指針:基準値の1.29倍以上)

- ⑤ 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数

(基準値:令和3年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行した者の数:3人)

目標値	考え方
6人	令和8年度中における就労継続支援B型事業から一般就労へ移行する者の目標数
2倍	基準値の2倍を目標とする(国指針:基準値の1.28倍以上)

- ⑥ 就労定着支援事業の利用者数

(基準値:令和3年度末における就労定着支援事業の利用者数:3人)

目標値	考え方
6人	令和8年度中における就労定着支援事業を利用する者の目標数
2倍	基準値の2倍を目標とする(国指針:基準値の1.41倍以上)

- ⑦ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合

目標値	考え方
50%以上	令和8年度末における就労定着率(過去6年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合)が7割以上の事業所の割合((国指針:25%以上)

目標達成のための方策

- 障がいのある人の中には、長時間の就労が難しく超短時間での雇用を希望する人もいることから、超短時間就労の基盤づくりを行うなど、多様な働き方の実現を目指します。

- 障がいのある人やその家族、教育・病院等関係機関へ、就労移行支援事業の理解促進・啓発を図ることで、就労移行支援事業所の就労移行率の向上並びに利用者の増加を目指します。
- 発達障がいのある人への相談支援や就労支援を含め、施策推進協議会の専門部会において、いせ若者就業サポートステーション*、伊勢市生活サポートセンターあゆみ*、障がい者就業・生活支援センターいくる*、ハローワーク伊勢、障害福祉サービス提供事業所等関係機関とともに検討を進め、教育や企業も含めた関係機関の理解促進・連携強化に努めます。
- 障がい者就業・生活支援センターいくるや就労定着支援事業所などとの調整・連携を推進し、企業等に就職し、一般就労*へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人を支援します。
- 就労継続支援事業等における農福連携・水福連携の取り組みをさらに推進するため、農福連携・水福連携に関する理解促進を図ります。
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)に基づく取り組みについて、引き続き積極的に進めていきます。

(3)障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援していくため、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。

また、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン*)を推進することも求められています。

さらに、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(以下「医療的ケア*児」という。)が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築していくことも必要です。

① 重層的な地域支援体制の構築及び地域社会への参加・インクルージョンの推進

障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支

援体制の整備が必要です。

また、地域におけるインクルージョン*推進に向け、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業、幼稚園、小中学校及び特別支援学校等との連携・協力体制の構築も求められています。

目標と考え方

【成果目標】

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置	1 箇所	おおぞら児童園の設置を継続
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	構築	各関係機関との連携・協力体制を構築

目標達成のための方策

- 母子保健、子育て支援、教育、当事者等を含む関係機関等が参画する施策推進協議会の専門部会にて、地域の課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、関係機関等の有機的な連携を図ります。
- 発達障がいへの理解や支援の広がりに伴い、保護者・関係者の早期の気づきと乳幼児からのライフステージに沿った継続的な支援のより一層の充実を図るため、児童発達支援センター「おおぞら児童園」及び各関係機関、関係各課と連携し支援を行います。
- 保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング*等の発達障がいのある児童及びその家族等に対する支援を行っていきます。
- 保護者学習会などにおいて、ペアレントメンター*や先輩の保護者の方との交流の機会を提供するなど、発達障がいのある児童の保護者の悩みや不安の解消を図っていきます。
- 支援関係者の役割を整理したハンドブックを作成する等、保護者がどこに相談すればいいのか迷うことのない相談支援体制を構築します。
- 「CLM(チェック・リスト・イン三重*)と個別の指導計画」の取り組みを、市内すべての保育所・幼稚園・認定こども園等に広めることで、子どもへの適切な支援の充実を図っていきます。

- 保育所等支援者の支援スキル向上のため、実施体制を整備していきます。
- 地域における中核的な支援施設を担う児童発達支援センター「おおぞら児童園」において、障害児通所支援事業所等に対して支援者向け研修を実施する等、地域支援の質の向上を目指します。
- 保健・医療・福祉・教育等で、途切れのない一貫した支援の充実のためのツールとして、パーソナルファイル*の普及と活用のさらなる促進を図ります。
- サービス担当者会議等が情報共有、連携確認の場となるように、保健・医療・福祉・教育・保育等が参加できる仕組みづくりを目指します。

② 医療的ケア*など特別な支援が必要な障がい児・者に対する支援体制の整備

重症心身障がい児*や医療的ケア児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る必要があります。

目標と考え方

【成果目標】

項目	目標値	考え方
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等を1箇所以上確保	1 箇所	市内で1箇所確保済み

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	1 人	1 人	2 人

目標達成のための方策

- 心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、施策推進協議会の専門部会等において、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議を継続し、各関連分野が共通の理解に基づき、医療的ケア児・者とその家族に寄り添う総合的な支援体制の構築に努めます。

- 医療的ケア児等コーディネーター*により、医療的ケア*児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、施策推進協議会の専門部会等における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進します。
- 大きな自然災害の発生が続くなか、医療的ケア児・者やその家族が、防災意識を高め、自主防災の強化を図ることを目的に、地域や関係機関等支援者が連携した避難訓練の実施に努めます。
- 医療的ケアに対応できる人材を育成するための市内の研修環境の充実を図ります。

(4)相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

また、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを中心に、専門的な指導・助言及び人材育成など、地域における相談支援体制の充実・強化を図る必要があります。

目標と考え方

【成果目標】

項目	目標値	考え方
基幹相談支援センターの設置	設置	設置を継続
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス開発・改善等	実施	施策推進協議会における取り組みを継続

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5 件	10 件	10 件
基幹相談支援センターによる地域	2 件	2 件	2 件

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
の相談支援事業者の人材育成の支援件数			
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12 回	14 回	14 回

目標達成のための方策

- 計画相談支援事業所が担う第1層(サービスの利用を前提とした相談支援)、地域相談支援センターが担う第2層(一般的な相談支援)、基幹相談支援センターが担う第3層(地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発等)のそれぞれが役割を理解し支え合いながら、地域の相談支援体制の強化等の取り組みを実施します。
- 障害福祉サービス等の利用を希望される人に対し、必ず「サービス等利用計画*」等が作成される体制を確保します。
- 基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワークグループ*において、相談支援の質の向上に資する取り組みを進め、支援体制の強化につなげます。
- 個別事例や虐待対応から見えてくる地域課題や相談支援体制などについて、施策推進協議会等において協議を重ね、課題解決に向けた取り組みの提案へとつなげていきます。

(5)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法等の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

目標と考え方

【成果目標】

項目	目標値	考え方
サービスの質を向上させるための体制の構築	構築	施策推進協議会における取り組みを継続

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等におけるサービスの質の向上に係る研修の実施回数	2 回	2 回	2 回
三重県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	1 人以上/回	1 人以上/回	1 人以上/回

目標達成のための方策

- サービス事業所ネットワーク*や相談支援ネットワークグループ*において、事例検討や関係機関・事業所間での情報共有・交換を行うとともに、研修ニーズを把握し、基幹相談支援センター等が中心に開催する研修会等により、サービスの質の向上を図ります。
- 三重県と連携した集団指導等により、引き続き適正なサービスが提供されるよう意識の啓発に努めます。

② 福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、それを担う人材を確保していく必要があります。

そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉現場におけるハラスメント*対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

目標達成のための方策

- 平成30年度から施策推進協議会として参画している「ビジネスパーク伊勢*(市内中学2年生へのキャリア教育*)」において、障がい福祉を支える仕事の魅力発信・啓発に努めます。
- 将来、福祉職を目指すきっかけにつなげるため、小中学生などを対象としたボランティア体験を推進します。
- 国や三重県が実施する各種研修や助成制度の積極的な周知を行うとともに、市単独で

の研修や助成のあり方等を検討します。

- 施策推進協議会の専門部会にて継続的に協議、検討を重ね、具体的な取り組みを進めるとともに、サービス提供事業者同士で情報共有・交換など交流ができる場を設け、人材の定着支援に努めます。
- サービスを継続するための人材の確保や定着を図るため、ハラスメント*が認められる場合の対応について、発生の背景・要因を分析することから始め、人材育成やサービスの質の向上、虐待防止に繋げていく重要性を周知します。

③ サービス給付の適正化

目標達成のための方策

- 三重県が実施する虐待防止研修や障害支援区分認定調査員研修等に積極的に参加し、サービス提供事業所等との情報共有や適正な事務処理に努めます。
- 毎月、自立支援審査支払システム*により給付内容の審査を行い、適正な支援が提供されるようサービス提供事業者に対し指導を行います。

3. 重点的に取り組むべき事項

(1) 相談支援体制の充実・強化

障がいのある人、とりわけ重度の障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、サービスの提供体制の確保とともに、これらの適切な利用を支援、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

サービスの利用にあたって作成される「サービス等利用計画*」等について、まずは、利用(支給)決定に先立ち、必ず作成されるような体制を確保します。

また、基幹相談支援センターを中心に、相談支援専門員*等の人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うとともに、計画相談支援等事業所、地域の相談支援センター及び基幹相談支援センターが各々の機能を活かし相互に連携する確固たる仕組みを構築し、更なる相談支援体制の充実・強化を図ります。

(2) 地域生活支援拠点の機能の充実

地域における支援者が連携し、地域の障がいのある人を支える仕組み(面的整備型の地域生活支援拠点)の機能の充実に向け、施策推進協議会における評価・検証を継続的に実施し、必要な取り組みを進めます。

第5章 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

1. 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

■サービス見込量等設定の考え方

各種サービスの見込量等の設定にあたっては、国の示す「障害福祉計画策定に係る実態調査及び PDCA サイクル*に関するマニュアル」に準じて、本市における障がい福祉の動向を総合的に勘案した見込量の設定を行いました。

また、障害福祉サービス等の計画目標は、過去3年の実績を基に変化率の平均を用いて算出していますが、サービスごとに検証し、国や県・市の施策の動向や障がい者やサービス事業者等へのアンケートによる利用意向、事業所の受入体制を参考に見込量を算出しました。

(1)訪問系サービス

サービスの概要

ヘルパーが居宅を訪問して介護や家事援助などの支援を行ったり、外出する際の介護や移動に必要な情報の提供などの支援を行ったりするサービスです。

サービス名	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動介護などを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時の介護を行います。

サービス名	サービスの概要
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所など複数のサービスを包括的にを行います。

第6期の進捗状況

	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実 績	見込量	実 績	見込量	実 績 (見込)
居宅介護	時間/月	2,477	2,345	2,517	2,307	2,558	2,269
	人/月	122	138	124	138	126	134
重度訪問介護	時間/月	400	658	400	675	400	672
	人/月	1	1	1	1	1	1
同行援護	時間/月	224	116	248	123	271	111
	人/月	19	16	21	14	23	13
行動援護	時間/月	133	256	133	217	133	290
	人/月	3	3	3	3	3	4
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※一月当たりの平均利用時間総数と利用者数。令和5年度は7月分までの実績からの見込。

- 同行援護については、利用者数が減少傾向にあり、当初の見込量を大きく下回っています。
- 行動援護については、利用時間数は、当初の見込量を大きく上回っています。
- 重度障害者等包括支援については、市内にはサービス提供事業所がない状況です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響も考えられるため、状況の注視が求められるものと考えられます(以降の項目も同様)。

目標と考え方

	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	2,269	2,286	2,303
	人/月	134	135	136
重度訪問介護	時間/月	668	668	668
	人/月	1	1	1

	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	時間/月	110	119	128
	人/月	13	14	15
行動援護	時間/月	299	309	319
	人/月	4	5	5
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【考え方】

- 重度訪問介護と行動援護の利用ニーズはありますが、市内にサービス提供事業所が少ないことから、サービス提供体制の確保に努めます。

目標達成のための方策

- サービス提供事業所の人材確保に向け、施策推進協議会として参画する「ビジネスパーク伊勢*（市内中学2年生へのキャリア教育*）」において、障がい福祉を支える仕事の魅力発信・啓発に努めます。
- サービス提供事業者間で情報共有・支援など交流できる場を設け、人材の定着支援に努めます。
- ニーズに見合った見込量の確保のため、施策推進協議会等の取り組みを通じて新規サービス提供事業所の参入を働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

サービスの概要

日中に施設などにおいて、介護や訓練などの場を提供するサービスです。

サービス名	サービスの概要
生活介護	常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、軽作業などの生産活動や、創作活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人等に対し、理学療法や作業療法などのリハビリテーション*等を行い、身体機能の維持・向上を図ります。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図ります。

サービス名	サービスの概要
就労移行支援	一般企業等への就労に向けて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援A型	一般企業等への就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型	一般企業等への就労が困難な人に、就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援	障がいのある人が新たに雇用された事業所での就労の継続を図り、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
就労選択支援	就労を希望する本人と事業者が共同で能力や適性、強みや課題、必要な配慮等について整理・評価(就労アセスメント)を行い、適切な一般就労*や就労系サービスにつなげます。

第6期の進捗状況

	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
生活介護	人日/月	6,010	6,194	6,070	6,374	6,129	6,493
	人/月	302	313	305	319	308	324
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	49	23	49	6	49	0
	人/月	3	1	3	1	3	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	176	125	198	105	220	87
	人/月	16	10	18	8	20	8
就労移行支援	人日/月	234	193	284	174	334	143
	人/月	14	11	17	10	20	8
就労継続支援 A型	人日/月	2,480	2,582	2,520	2,892	2,560	2,914
	人/月	124	126	126	142	128	144
就労継続支援 B型	人日/月	5,562	5,411	5,667	5,478	5,773	5,714
	人/月	316	318	322	319	328	328
就労定着支援	人日/月	7	4	8	2	9	2

※一月当たりの平均利用日数総数と利用者数。令和5年度は7月分までの実績からの見込。

- 生活介護については、市内で重度障がいのある人が通所できる事業所が増えたため、利用日数及び利用者数ともに増加しました。
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)については、見込量を下回って推移しています。
- 就労移行支援については、見込量を下回っています。

- 就労継続支援A型については、見込量を大きく上回って推移しています。
- 就労定着支援については、見込量を下回って推移しています。

目標と考え方

	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	6,570	6,649	6,728
	人/月	327	330	333
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	6	6	6
	人/月	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	87	87	87
	人/月	8	8	8
うち精神障がい者の 自立訓練(生活訓練)	人日/月	76	76	76
	人/月	7	7	7
就労移行支援	人日/月	143	143	143
	人/月	8	8	8
就労継続支援A型	人日/月	3,005	3,099	3,195
	人/月	149	154	159
就労継続支援B型	人日/月	5,793	5,873	5,954
	人/月	331	333	336
就労定着支援	人日/月	4	5	6
就労選択支援	人日/月	0	1	1

【考え方】

- 就労選択支援については、第7期計画期間中に体制が整備されることを想定して計上します。

目標達成のための方策

- 第4章の2(2)「福祉施設等から一般就労*への移行等」の「目標達成のための方策」と連動することで、サービス提供事業所の質の確保を図るとともに、利用者の増加を目指します。
- ニーズに見合った見込量の確保のため、施策推進協議会等の取り組みを通じて新規サービス提供事業所の参入を働きかけます。

サービスの概要

サービス名	サービスの概要
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事の介護を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関への入院とあわせて、機能訓練や介護、日常生活の世話などを行います。

第6期の進捗状況

	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
短期入所 (福祉型)	人日/月	567	558	599	545	630	691
	人/月	90	90	95	93	100	120
短期入所 (医療型)	人日/月	11	18	11	12	11	13
	人/月	2	4	2	2	2	2
療養介護	人/月	12	12	12	12	12	12

※一月当たりの平均利用日数総数と利用者数。令和5年度は7月分までの実績からの見込。

- 短期入所(福祉型)については、見込量を下回って推移していましたが、令和5年度は見込量を上回る見込みです。
- 短期入所(医療型)については、ほぼ見込量とおりに推移しています。
- 療養介護については、現状市内にはサービス提供事業所がないため、県内の3箇所を利用している状況です。
- 主に重度身体障がいのある人が利用できる短期入所事業所(定員6名)を新たに整備しました。

目標と考え方

	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (福祉型)	人日/月	730	771	815
	人/月	129	139	150
短期入所 (医療型)	人日/月	13	13	13
	人/月	2	2	2
療養介護	人/月	12	12	12

【考え方】

- 療養介護については、第6期計画の利用実績と同程度を見込み計上します。

目標達成のための方策

- ニーズに見合った見込量の確保のため、施策推進協議会等の取り組みを通じて新規サービス提供事業所の参入を働きかけるとともに、サービスの提供体制の整備に努めます。
- 重度障がいのある人が利用する事業所に対して、市独自の運営支援を実施するなど、重度障がいのある人へのサービス提供体制の確保に努めます。

(3)居住系サービス

サービスの概要

主として夜間にグループホーム*や施設などにおいて入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活の支援を提供するサービスです。

サービス名	サービスの概要
共同生活援助* (グループホーム)	主として夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他生活上の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間や休日において、入浴、排せつなどの介護や、日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームを利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

第6期の進捗状況

	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実 績	見込量	実 績	見込量	実 績 (見込)
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	105	115	111	130	117	146
施設入所支援	人/月	125	127	124	124	124	122
自立生活援助	人/月	1	0	2	0	3	0

※一月当たりの平均利用者数。令和5年度は7月分までの実績からの見込。

- 地域生活への移行先としてや高齢化する家族の介護力低下等を理由に、共同生活援助(グループホーム)の利用者数は増加傾向にあります。

- 施設入所支援については、ほぼ見込量とおりに推移しています。
- 自立生活援助については、市内にはサービス提供事業所がない状況です。

目標と考え方

	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助* (グループホーム*)	人/月	155	165	176
内 訳				
うち精神障がい者の 共同生活援助 (グループホーム)	人/月	49	51	55
うち重度障がい者の 共同生活援助 (グループホーム)	人/月	47	49	52
施設入所支援	人/月	120	118	117
自立生活援助	人/月	0	0	0
内 訳				
うち精神障がい者の 自立生活援助	人/月	0	0	0

【考え方】

- 共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行分として、成果目標に基づいた目標値を計上します。

目標達成のための方策

- 第4章の2(1)の②「施設入所者の地域生活への移行」の「目標達成のための方策」と連動することで、サービス提供事業所の新規参入及び質の確保を図ります。
- 施設入所支援については、施設入所や地域移行の希望者・必要者を整理し、新たな入所希望者のニーズや環境の確認に努めます。

(4)相談支援

サービスの概要

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービスを利用しようとする人に対し、サービス等利用計画*の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。

サービス名	サービスの概要
地域移行支援	障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している人に対し、住居の確保や地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身の人や施設・病院から退所・退院した人のうち、地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談や訪問などの支援を行います。

第6期の進捗状況

	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実 績	見込量	実 績	見込量	実 績 (見込)
計画相談支援	人/月	281	302	296	298	311	283
地域移行支援	人/月	5	0	6	1	7	1
地域定着支援	人/月	3	0	3	0	3	0

※一月当たりの平均利用者数。令和5年度は7月分までの実績からの見込。

- 計画相談支援については、事業所(相談支援専門員*)の不足が顕在化しています。
- 地域移行支援・地域定着支援については、利用者が少なく見込量を下回っています。

目標と考え方

	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	315	341	368
地域移行支援	人/月	1	1	1
内 訳	うち精神障がい者の地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1
内 訳	うち精神障がい者の地域定着支援	1	1	1

目標達成のための方策

- 障害福祉サービス等の利用を希望される人に対し、必ず「サービス等利用計画*」等が作成される体制を確保します。
- 市内等法人に対し、三重県が実施する相談支援従事者初任者研修の受講を働きかけるとともに、受講に係る費用助成を行います。

- 相談支援ネットワークグループ*会議を毎月開催し、相談支援事業の質の確保・向上、情報共有に努めます。
- 相談支援事業所、地域相談支援センターや基幹相談支援センター、サービス提供事業所との連携を強化し、障がいのある人の相談支援体制の充実を図ります。

2. 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

サービスの概要

サービス名	サービスの概要
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。
児童発達支援	未就学児の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供します。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等を訪問し、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、障がい児本人への支援、訪問先施設の支援者に対する支援方法等の指導等、専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

第2期の進捗状況

	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
障害児相談支援	人/月	126	141	133	149	140	161
児童発達支援	人日/月	691	980	729	1,059	766	1,010
	人/月	147	183	155	207	163	213
放課後等 デイサービス	人日/月	2,974	3,531	3,130	3,797	3,286	4,169
	人/月	286	327	301	369	316	392

	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実 績	見込量	実 績	見込量	実 績 (見込)
保育所等 訪問支援	人日/月	3	2	3	24	6	40
	人/月	1	2	1	13	2	26
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	9	4	19	0	28	0
	人/月	2	1	4	0	6	0
医療的ケア*児に対する コーディネーターの配置	人	1	0	1	0	1	1

※一月当たりの平均利用日数総数と利用者数。令和5年度は7月分までの実績からの見込。

- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は、それぞれ見込量を大きく上回る実績となっています。
- 居宅訪問型児童発達支援については、市内にはサービス提供事業所がない状況です。

目標と考え方

	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	167	172	178
児童発達支援	人日/月	1,018	1,025	1,033
	人/月	221	230	239
放課後等 デイサービス	人日/月	4,350	4,538	4,734
	人/月	411	430	450
保育所等訪問支援	人日/月	40	46	52
	人/月	26	30	34
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

見込量を確保するための方策

- 第4章の2(3)「障がい児支援の提供体制の整備等」の「目標達成のための方策」と連動することで、サービス提供事業所の質の確保を図るとともに、利用者の増加を目指します。
- 市内等法人に対し、三重県が実施する相談支援従事者初任者研修の受講を働きかけるとともに、受講に係る費用助成を行います。
- ニーズに見合った見込量の確保のため、施策推進協議会等の取り組みを通じて新規サービス提供事業所の参入を働きかけます。

3. 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業実施についての考え方

共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であり、障害者差別解消法では、障がい者等に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮*の不提供を差別と規定しています。

- 市民や事業者等の障がいへの理解を深めるため、障がい者サポーター制度の普及啓発を図ります。
- 援助や配慮を必要としている方が、周囲の方から援助を受けやすくなるようにヘルプマーク・ヘルプカード*の普及及び周知を図ります。
- 幼少期から障がいに対する適切な知識を得る機会を確保するとともに、共生社会の形成に向けた教育を推進します。

(2) 自発的活動支援事業

事業実施についての考え方

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援を行います。

- 障がいのある人やその家族・地域住民などが集い交流できる場所を、設置及び運営する者に対し、補助金を交付し活動を支援します。

(3) 相談支援事業

サービスの概要

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。また、基幹相談支援センターにて地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

第6期の進捗状況

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
相談支援センター利用者数	人	12,600	13,130	13,230	16,886	13,892	16,980

※令和5年度は7月分までの実績からの見込。

- 本市では、3箇所の地域相談支援センターを運営していますが、今後は、さらにわかりやすい相談窓口と、アウトリーチ*等の機能強化や充実を図る必要があります。
- 身体、知的、精神などの障がい種別によりニーズが異なり、相談支援を行う上で高い専門性が求められます。

目標と考え方

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1

【考え方】

- 障害者相談支援事業については、集約・拠点化することで、わかりやすい相談窓口を目指すとともに、アウトリーチ機能の強化を図ります。また、発達障がいや医療的ケア*児・者の増加に伴うニーズの多様化や複雑化など、相談支援に係る専門性の向上を図ります。

見込量を確保するための方策

- 今後も、基幹相談支援センターに、主任相談支援専門員*、社会福祉士*、精神保健福祉士*などの専門的職員を常時配置し、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援等を行います。
- 障害者相談支援事業については、集約・拠点化するとともに、主任相談支援専門員、精神保健福祉士、医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者などの専門的職員を常時配置し、相談支援の質の向上及び平準化を図ります。
- 障がい者虐待については、過去の事例を分析・検証し、障がい者虐待防止への取り組みを強化します。

(4)成年後見制度*利用支援事業

サービスの概要

知的障がいや精神障がいのある人のうち、親族がいない人等に対して成年後見申立て手続きを支援するとともに、費用負担できない人に対しては費用の助成を行います。

第6期の進捗状況

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
成年後見制度 利用支援事業	人	11	8	12	12	13	12

※令和5年度は8月分までの実績からの見込。

- 将来の安心に備えた地域生活の支援のため、成年後見制度等の周知、普及啓発が必要です。

目標と考え方

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	13	15	17

【考え方】

- 必要とする人の増加が見込まれることから、毎年度2人の増加を見込み計上します。

見込量を確保するための方策

- 成年後見制度に関する相談支援、市民への広報・啓発活動等を担う伊勢市成年後見サポートセンターきぼう*と連携し、成年後見制度の円滑な利用促進を図ります。

(5)意思疎通支援事業

サービスの概要

サービス名	サービスの概要
手話通訳者*・要約筆記者* 派遣事業	聴覚障がい等のある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

サービス名	サービスの概要
手話通訳者*設置事業	庁内に手話通訳者を配置し、聴覚障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介することにより、コミュニケーション支援の充実を図ります。

第6期の進捗状況

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績(見込)
手話通訳者・要約筆記者*派遣事業	件	323	259	355	271	391	387
手話通訳者設置事業	人	3	1	3	1	3	1

※令和5年度は8月分までの実績からの見込。

- 新型コロナウイルス感染症の影響として、令和3年度以降は見込量を下回っています。

目標と考え方

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	406	426	447
手話通訳者設置事業	人	1	1	1

【考え方】

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、令和5年度実績見込みを基準としながら増加を見込みます。

見込量を確保するための方策

- 「伊勢市手話言語条例」や「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」などを踏まえ、登録手話通訳者及び要約筆記者の人材確保、技術の向上に取り組めます。
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業の周知啓発により利用促進を図ります。
- 手話通訳者を市窓口に配置するとともに、スマートフォンなどから手話での問い合わせができる「いせし手話サービス」を継続し、聴覚障がいのある人の相談や事務手続き等の利便を図ります。

(6)手話奉仕員養成事業

サービスの概要

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

第6期の進捗状況

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
手話奉仕員養成事業	人	39	37	41	35	43	33

※令和5年度は7月分までの実績からの見込。

- 見込量を少し下回りながら推移しています。

目標と考え方

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成事業	人	33	40	40

見込量を確保するための方策

- 引き続き、手話の普及啓発に努めるとともに、手話奉仕員養成講座の開催により、手話奉仕員を養成します。
- 手話奉仕員養成講座を修了した人等に対し、市内手話サークルでの活動を支援するほか、スキルアップ講座の開催により手話通訳者*を目指す人への支援を実施します。
- 手話体験教室の実施や全国手話検定試験の受験料に対する市独自の補助を行うなど、手話を学ぼうとする人の拡大に努めます。

(7)日常生活用具*給付等事業

サービスの概要

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

第6期の進捗状況

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
介護・訓練支援用具	件	12	14	13	6	14	7
自立生活支援用具	件	34	24	36	20	38	19
在宅療養等支援用具	件	36	16	38	18	40	14
情報・意思疎通支援用具	件	25	13	26	17	27	16
排泄管理支援用具	件	2,921	3,076	3,067	3,108	3,220	3,044
居宅生活動作補助用具	件	3	4	3	4	3	4

※令和5年度は8月分までの実績からの見込。

- 排泄管理支援用具は見込量を少し上回りながら推移しています。

目標と考え方

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	7	8	9
自立生活支援用具	件	19	20	20
在宅療養等支援用具	件	14	15	15
情報・意思疎通支援用具	件	17	18	19
排泄管理支援用具	件	3,050	3,050	3,050
居宅生活動作補助用具	件	4	4	4

【考え方】

- 令和6年度以降の見込量については、令和5年度見込み量を基本とし、令和3年度～令和5年度の実績に基づき、各年度において見込まれる量を計上しました。

見込量を確保するための方策

- 日常生活の円滑化のため制度の周知に努めます。
- 利用者のニーズを踏まえながら、適切な品目の見直しを随時行います。

(8)移動支援事業

サービスの概要

屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行います。

第6期の進捗状況

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
移動支援事業	時間	244	177	256	179	269	236
	人	49	38	51	50	54	39

※一月当たりの平均利用時間総数と利用者数。令和5年度は7月分までの実績からの見込。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、見込量を大きく下回っています。

目標と考え方

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間	254	274	295
	人	39	40	40

【考え方】

- 令和6年度以降の見込量については、令和5年度見込み量を基本とし、令和3年度～令和5年度の伸び率を加味するとともに、各年度において利用増が見込まれる要素を検討し、令和8年度まで算出しました。

見込量を確保するための方策

- 実施事業所の確保を図るため、移動支援事業への参入を呼びかけるとともに、利用が促進されるよう、事業の周知に努めます。
- 今後も利用者のニーズや生活状況を考慮し、制度の柔軟な運用を図りながらサービスの充実に努めます。

(9)地域活動支援センター

サービスの概要

障がいのある人と社会との交流の促進を図ることを目的として、障がいのある人に対し、創作的活動・生産活動の機会を提供します。

第6期の進捗状況

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	5	5	5	9	8	9

※一月当たりの平均利用者数。令和5年度は7月分までの実績からの見込。

目標と考え方

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	箇所	1	1	1
	人	9	10	10

【考え方】

- 令和6年度以降の見込量については、令和5年度見込み量を基本とし、令和3年度～令和5年度の伸び率を加味するとともに、各年度において利用増が見込まれる要素を検討し、令和8年度まで算出しました。

見込量を確保するための方策

- 障がいのある人の身近な社会参加の場として地域活動支援センターの役割を重視し、今後も引き続き、その運営を支援していきます。

(10)日中一時支援事業

サービスの概要

障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的として、

障がいのある人に対し、日中における活動の場を提供し、見守り、日常的な訓練を行います。

第6期の進捗状況

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
日中一時支援事業	箇所	33	39	35	41	37	37
	人	167	150	173	264	179	268

※一月当たりの平均利用者数。令和5年度は7月分までの実績からの見込。

- 事業所数・利用者数ともに、見込量を上回って推移しています。

目標と考え方

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	箇所	37	39	41
	人	313	366	427

見込量を確保するための方策

- 新規参入事業所の確保に努めます。
- 利用者のニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

施策の推進にあたっては、行政はもとより、障がい者団体等、事業者等(NPO、ボランティア団体、医療機関、サービス提供事業者、社会福祉協議会、ハローワーク等)、企業等、地域、市民との協働・連携が必要不可欠であることから、各主体がつながり、支え合いながら、社会全体で障がいのある人を包み込み、社会全体の取り組みとして計画の達成を目指すものとします。

(1)行政の役割

本市は、国や三重県、関係機関と協働し、行政だけでなく、さまざまな主体と連携した支援のネットワークを強化し、障がいのある人が地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

また、庁内関係各課等との連携を強化し、全庁的な連携のもとで総合的な事業展開を図ります。

(2)障がい者団体等の役割

地域や団体間の連携を進め、生活の支援や当事者活動の促進を図り、障がいのある人の自立と社会参加を促進していくことが期待されます。

(3)事業者等の役割

障害福祉サービス等の提供者として、利用者支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、他のサービスとの連携に取り組むことが期待されます。

(4)企業等の役割

障がいのある人の自立した生活に向け、雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障がいのある人が住みやすい地域や社会づくりへの取り組みが期待されます。

(5)地域の役割

地域は、市民、団体、企業等のさまざまな主体で構成されています。地域のだれもが互いにつながりながら、障がいがあってもなくても、安心して生活できる環境づくりに取り組むことが期待されます。

(6)市民の役割

さまざまな主体や社会を構成しているのは、市民一人ひとりです。

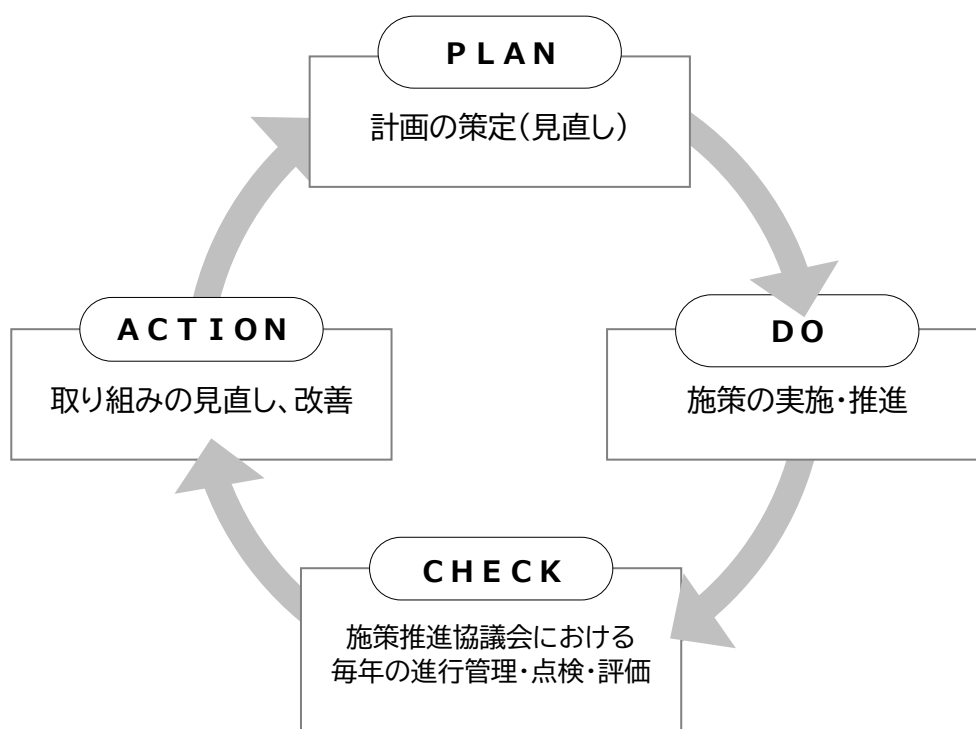
障がいのある人やその家族が孤立することのないよう、市民が、障がいのある人に対して無関心にならず、正しい理解と意識を持って、だれもがつながり、支え合う地域、社会の実現に向けて努力していく必要があります。

2. 計画の進行管理

施策推進協議会を定期的 to開催し、障がい者施策や各年度における障害福祉サービスの見込量について、評価・達成状況の点検や効果的な計画の推進方法について協議を行うとともに、「PDCAサイクル*」による「継続的改善」の考え方を基本とし、計画の円滑な推進と進行管理、点検、評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、施策推進協議会での本計画の達成状況の点検結果等は、毎年、市ホームページ等で公表します。

■「PDCAサイクル」のイメージ



資料編

1. 計画の策定経過

実施日	事 項
令和5年5月 11 日	第1回伊勢市障害者施策推進協議会 計画の概要、策定スケジュールの検討など
令和5年6月8日	第1回専門部会(自立支援部会) アンケート調査項目の検討など
令和5年7月4日～8月4日	市民アンケート調査の実施
令和5年7月10日～7月28日	事業所アンケート調査の実施
令和5年8月21日～8月24日	関係団体等ヒアリングの実施
令和5年9月7日	第2回専門部会(自立支援部会) アンケート調査結果等報告、計画素案の審議
令和5年10月 12 日	第3回専門部会(自立支援部会) 計画案の審議
令和5年10月19日	第2回伊勢市障害者施策推進協議会 計画案の検討
令和5年12月1日 ～令和6年1月4日	パブリックコメントの実施
令和6年1月11日	第3回伊勢市障害者施策推進協議会 計画案の検討

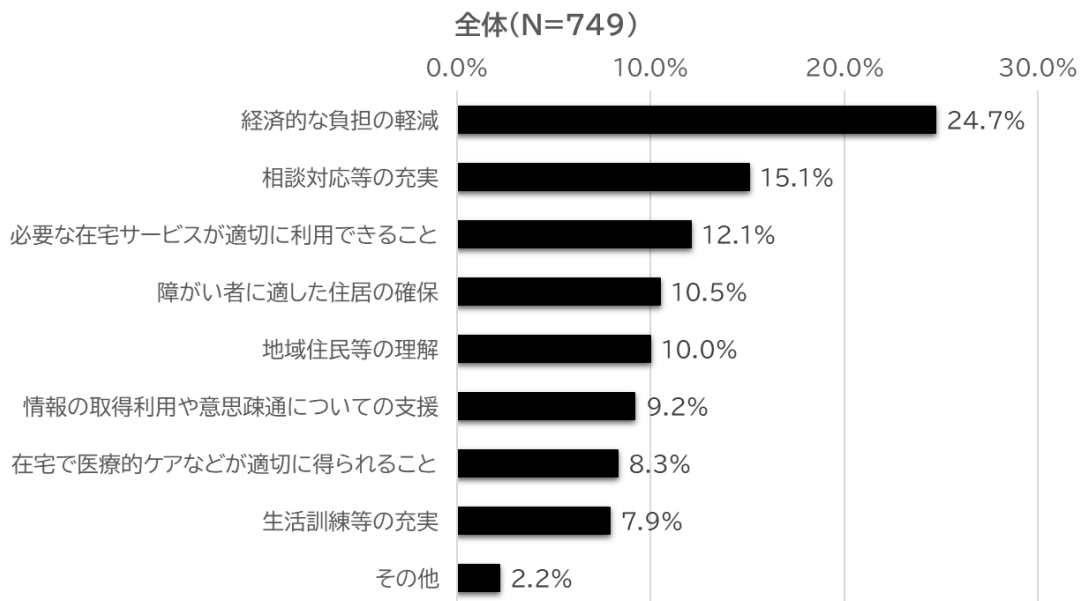
2. 実態調査結果の概要

(1) 市民アンケート調査結果の概要

<将来の生活意向>

■希望する暮らしを送るために必要な支援

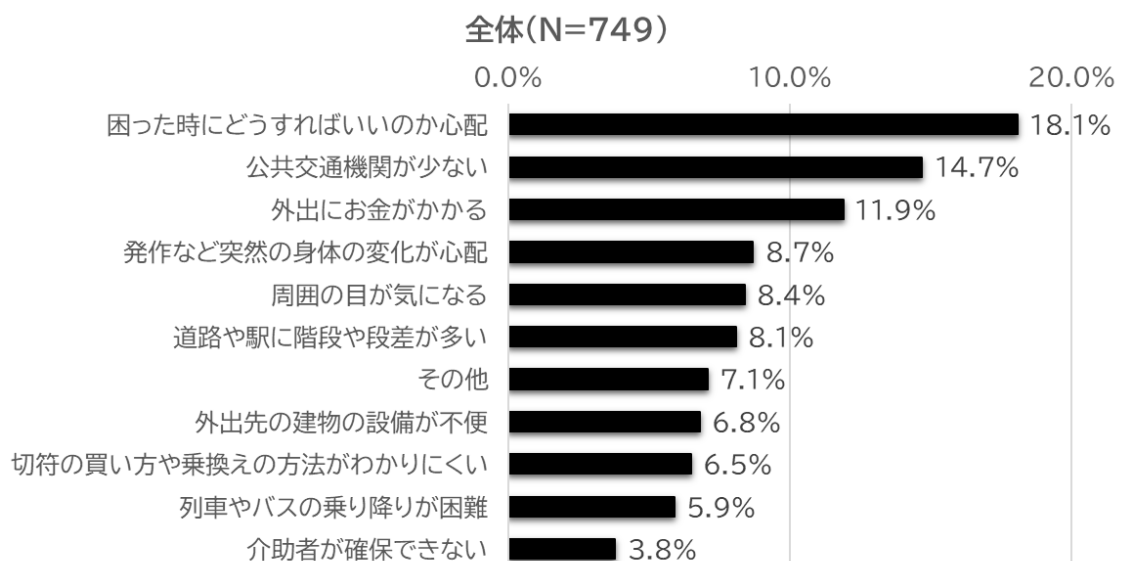
希望する暮らしを送るために必要な支援については、高いものから「経済的な負担の軽減」が24.7%、「相談対応等の充実」が15.1%となっています。



<日中活動や就労について>

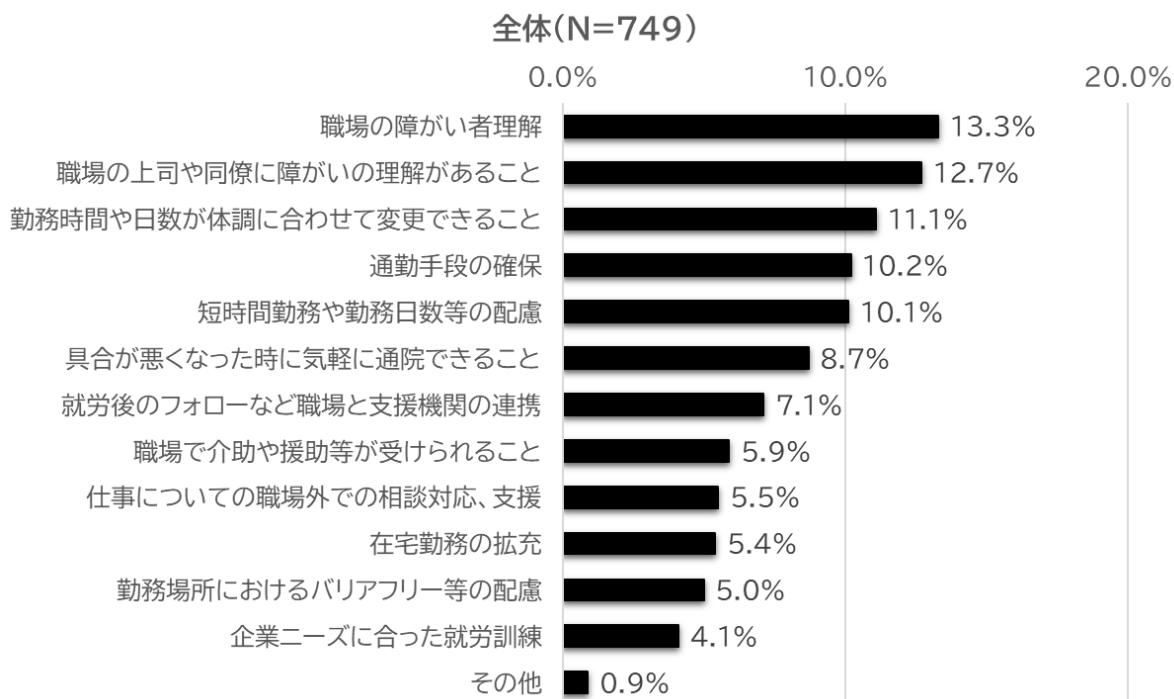
■外出する時に困ること

外出する時に困ることについては、「困った時にどうすればいいのか心配」が18.1%と最も高くなっています。



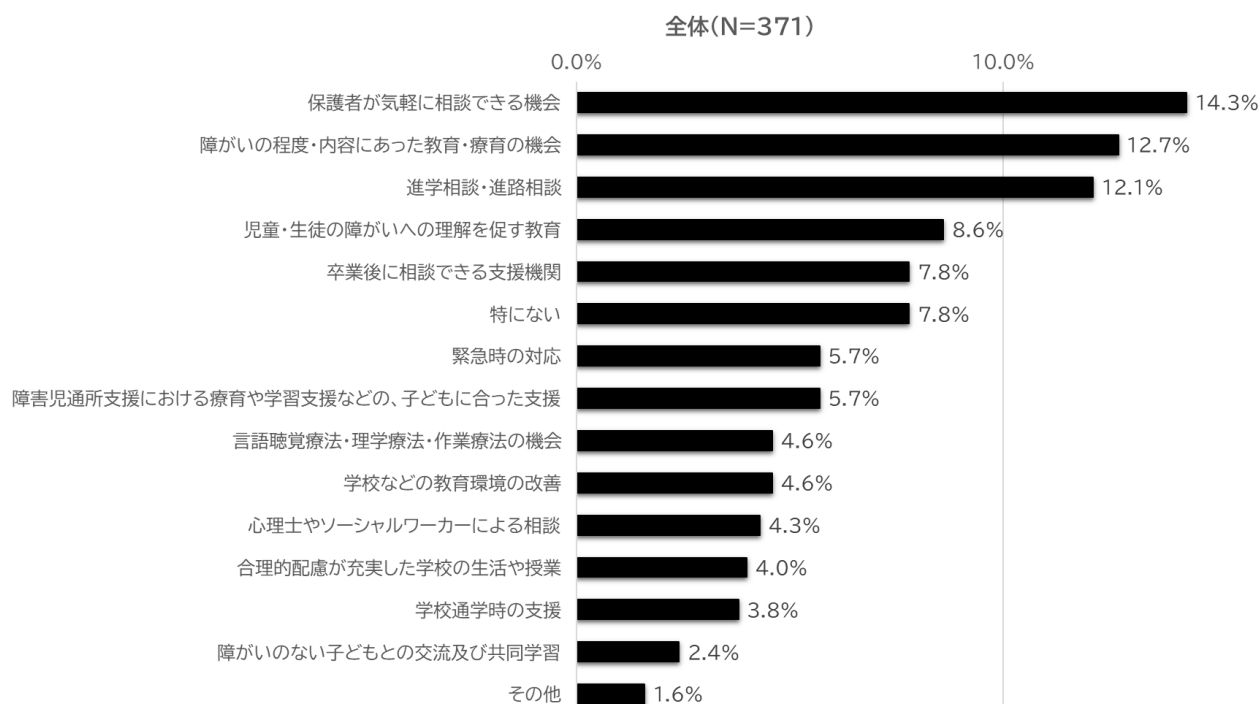
■障がい者の就労支援として必要だと思うこと

障がい者の就労支援として必要だと思うことについては、高いものから「職場の障がい者理解」が13.3%、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が12.7%となっています。



■療育・就学にあたり、今後充実させてほしい支援

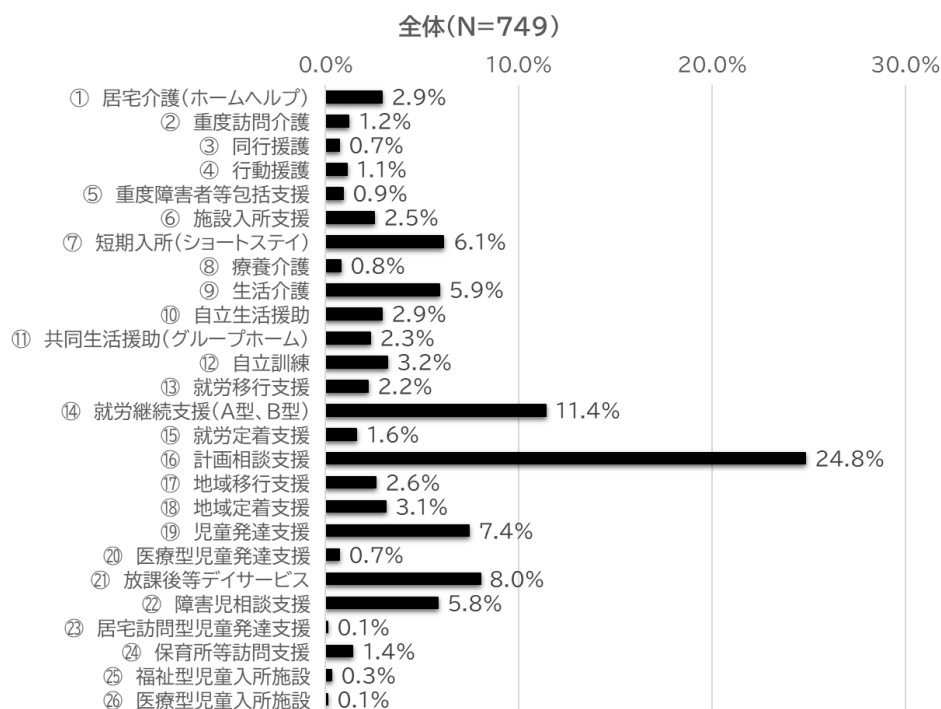
療育・就学にあたり、今後充実させてほしい支援については、高いものから「保護者が気軽に相談できる機会」が14.3%、「障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会」が12.7%となっています。



<福祉サービスの利用について>

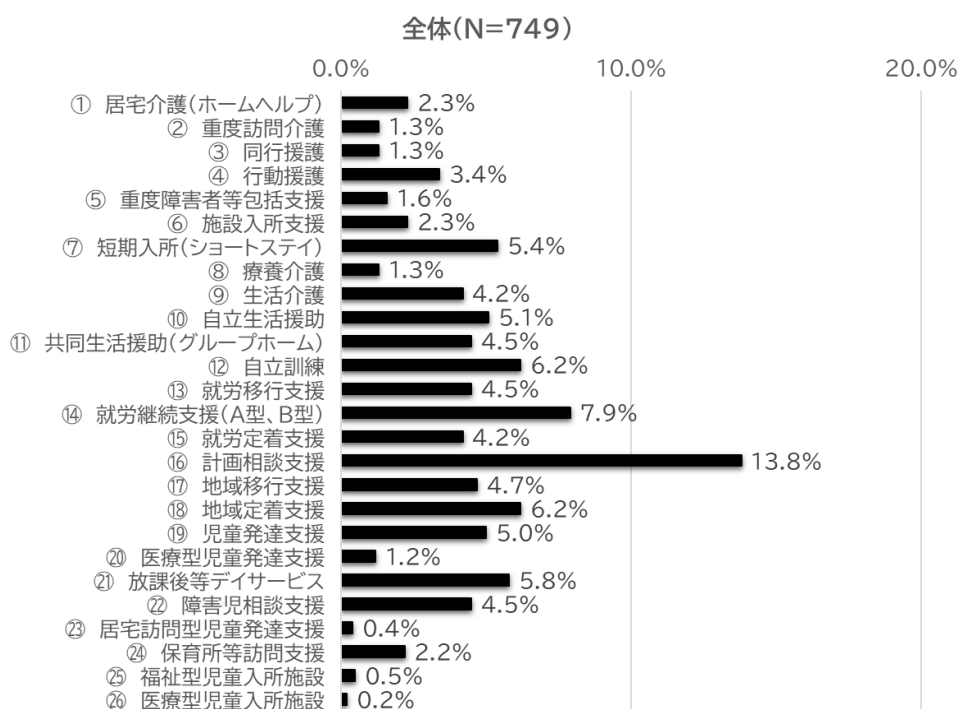
■利用状況

福祉サービスの利用状況については、高いものから「計画相談支援」が24.8%、「就労継続支援(A型、B型)」が11.4%、「放課後等デイサービス」が8.0%、「児童発達支援」が7.4%となっています。



■利用意向

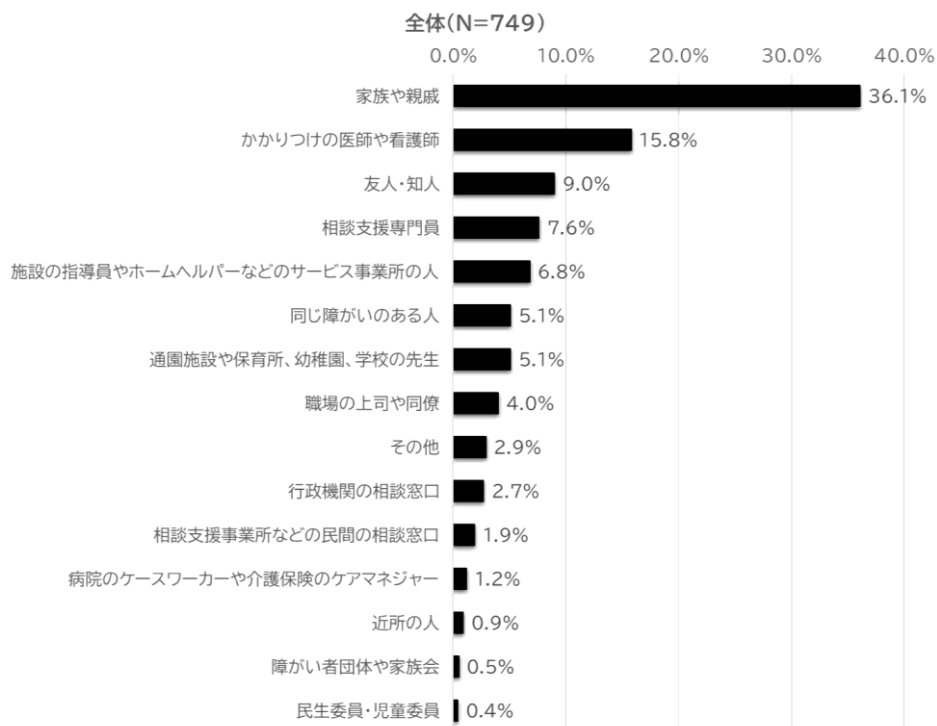
福祉サービスの利用意向については、高いものから「計画相談支援」が13.8%、「就労継続支援(A型、B型)」が7.9%、「自立訓練」「地域定着支援」がそれぞれ6.2%となっています。



<相談・緊急時支援等について>

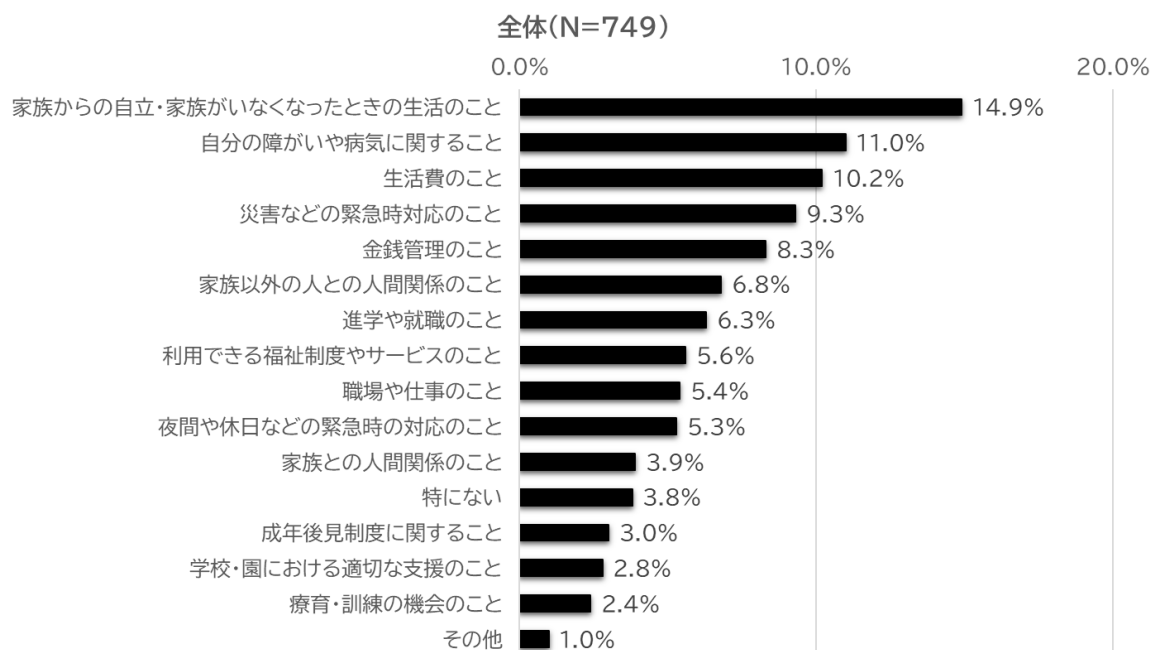
■普段の悩みや困りごとの相談相手

普段の悩みや困りごとの相談相手については、高いものから「家族や親戚」が36.1%、「かかりつけの医師や看護師」が15.8%となっています。



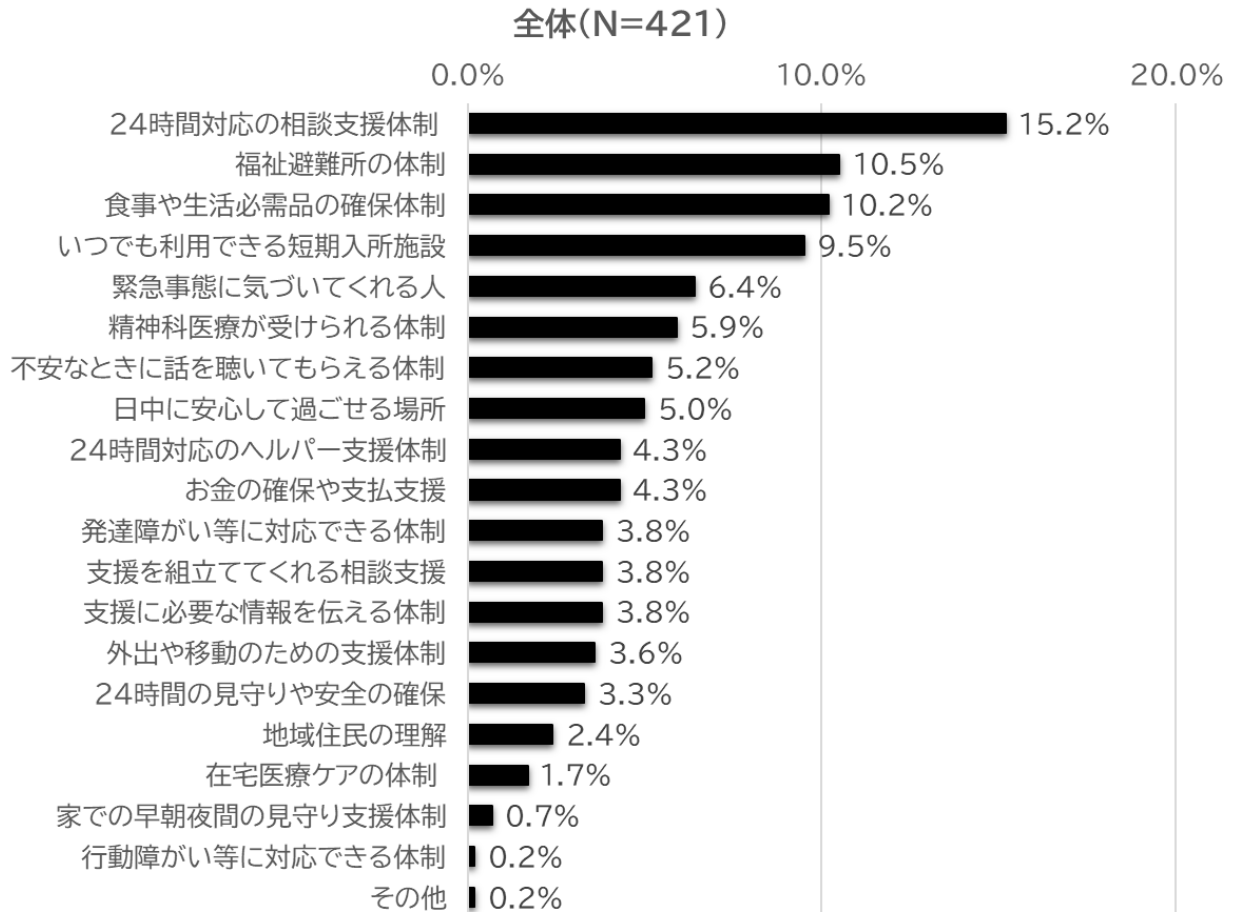
■現在気になる悩みや困りごと

現在気になる悩みや困りごとについては、高いものから「家族からの自立・家族がいなくなったときの生活のこと」が14.9%、「自分の障がいや病気に関すること」が11.0%、「生活費のこと」が10.2%、「災害などの緊急時対応のこと」が9.3%となっています。



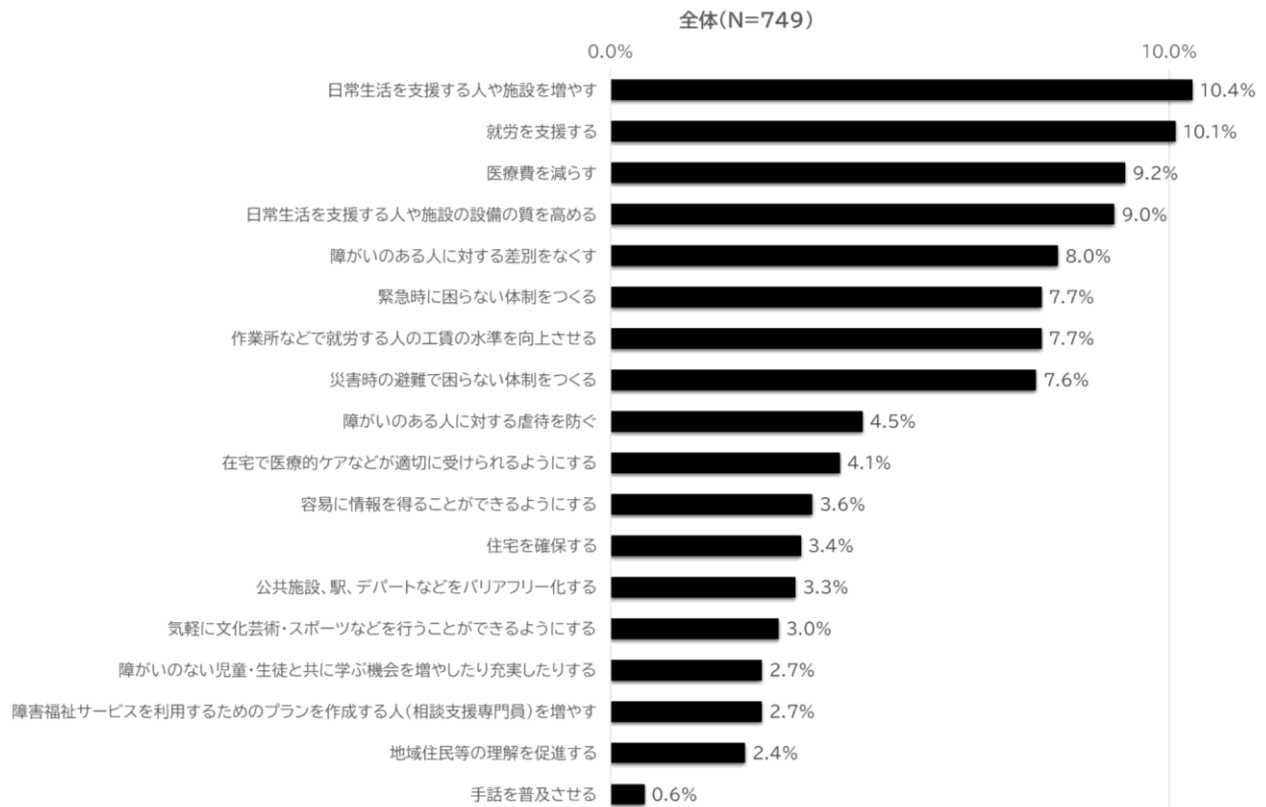
■緊急時にあれば安心できること

緊急時にあれば安心できることについては、高いものから「24時間対応の相談支援体制」が15.2%、「福祉避難所の体制」が10.5%、「食事や生活必需品の確保体制」が10.2%、「いつでも利用できる短期入所施設」が9.5%となっています。



■今後、特に充実すべきだと考える施策

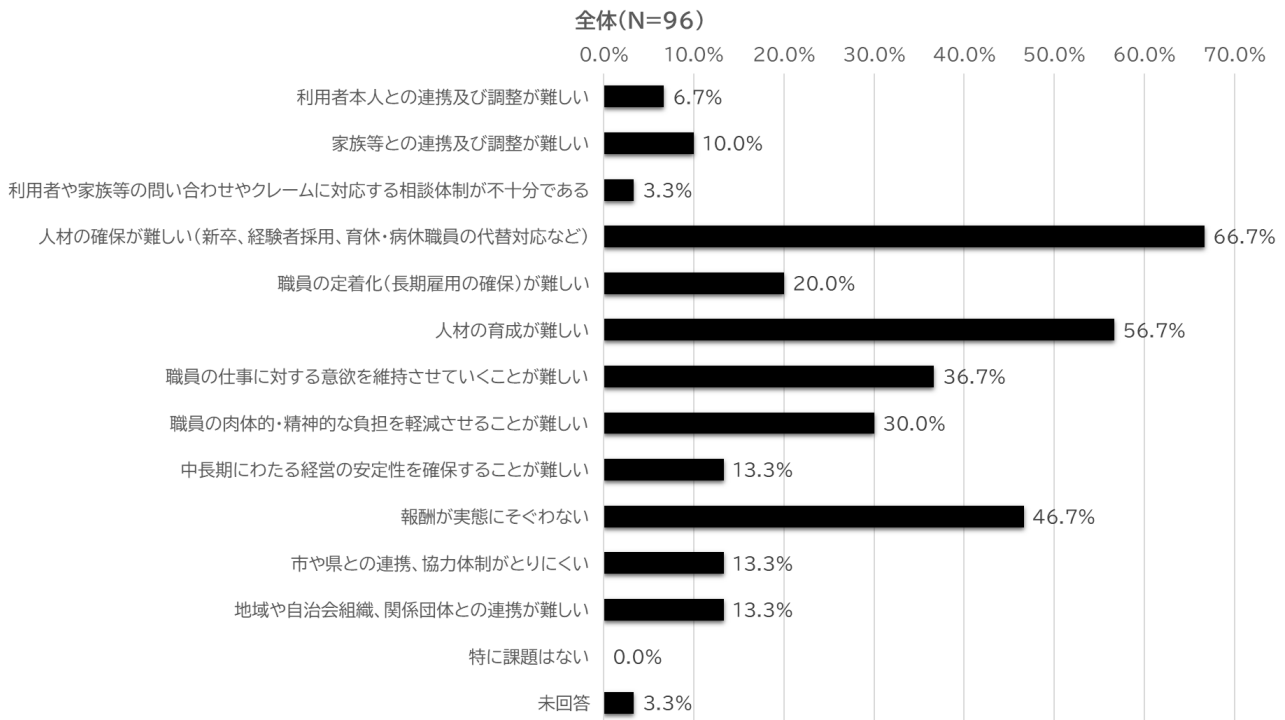
今後、特に充実すべきだと考える施策については、高いものから「日常生活を支援する人や施設を増やす」が10.4%、「就労を支援する」が10.1%、「医療費を減らす」が9.2%、「日常生活を支援する人や施設の設備の質を高める」が9.0%、「障がいのある人に対する差別をなくす」が8.0%、「緊急時に困らない体制をつくる」「作業所などで就労する人の工賃の水準を向上させる」がそれぞれ7.7%、「災害時の避難で困らない体制をつくる」が7.6%となっています。



(2)事業所アンケート調査結果の概要

■主な運営上の課題

主な運営上の課題については、高いものから「人材の確保が難しい」が66.7%、「人材の育成が難しい」が56.7%、「報酬が実態にそぐわない」が46.7%となっています。



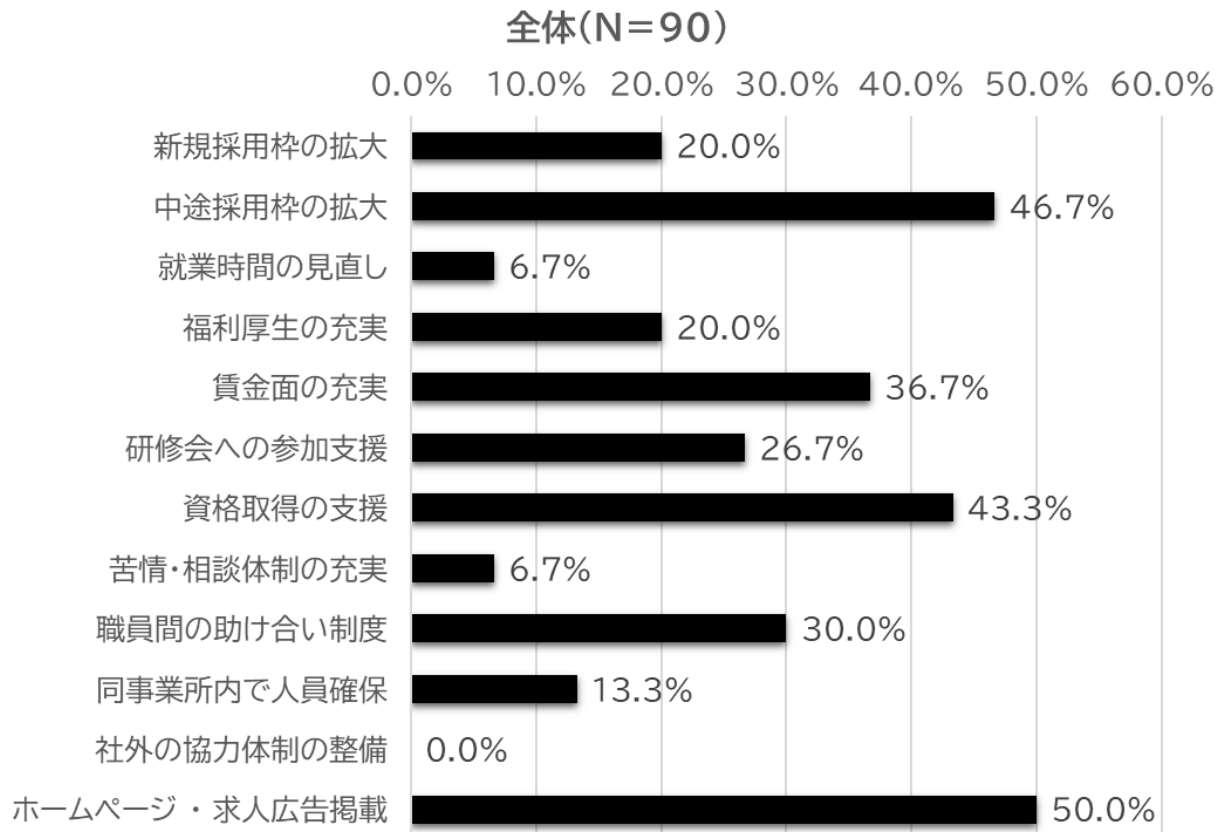
■職員の定着化・離職防止のための取り組み

職員の定着化・離職防止のための取り組みについては、高いものから「有給休暇など休暇制度の充実」、「キャリアアップや資格取得のための研修の支援」が63.3%、「健康診断、メンタルヘルスなどを含む健康管理体制の整備」が60.0%となっています。



■人材を確保するための取り組み

人材を確保するための取り組みについては、高いものから「ホームページ・求人広告掲載」が50.0%、「中途採用枠の拡大」が46.7%、「資格取得の支援」が43.3%となっています。



(3)関係団体ヒアリング結果の概要

■質問内容

- ・障害福祉サービス等の現状や課題
- ・団体の取り組みの中での市への提案やアイデア

■主なご意見

- ・地域生活支援拠点等の機能充実など住み慣れた地域で自立した生活を送れる環境の整備促進
- ・重度の身体障がいのある人を対象としたグループホーム*の整備促進
- ・各事業所における慢性的な人材不足の解消
- ・医療的ケア*や強度行動障がい*など専門的なサポート体制の充実

3. 伊勢市障害者施策推進協議会について

(1)伊勢市障害者施策推進協議会条例

平成 29 年 3 月 31 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法*(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、伊勢市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。)第 17 条第 1 項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、障害者差別解消法第 18 条第 1 項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 障害者基本法第 36 条第 4 項各号に規定する事項を処理すること。

(2) 障害者総合支援法第 88 条第 8 項及び第 9 項第 88 条第 9 項及び第 10 項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(3) 障害者総合支援法第 89 条の 3 第 2 項に規定する事項を処理すること。

(4) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 9 項及び第 10 項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 障害者又は障害児及びその家族

(3) 障害者福祉関係団体の代表者

(4) 福祉、保健医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者

(5) 関係行政機関の職員

(6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

(秘密保持義務)

第 6 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(資料の提出その他の協力)

第 7 条 協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(2)委員名簿

■施策推進協議会委員

関係機関等	氏 名	所属名	備 考
学識経験者	宮崎 吉博	特定非営利活動法人ステップワン	
学識経験者	大杉 成喜	皇學館大学	
学識経験者	河之口 学	三重弁護士会	
学識経験者	嶋垣 智之	三重県社会福祉士*会	
身体障がい者団体	齋藤 茂	伊勢市障害者団体連合会 (伊勢身体障害者協和会)	
身体障がい者団体	倉野 直紀	伊勢市障害者団体連合会 (伊勢市聴覚障害者福祉協会)	
知的障がい者団体	小林 えり子	伊勢市障害者団体連合会 (伊勢市手をつなぐ親の会)	
医療機関	永井 正高	一般社団法人伊勢地区医師会	
障がい者福祉事業等 実施主体	中森 忠司	社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会	
障がい者福祉事業等 実施主体	立松 浩明	社会福祉法人三重済美学院	
障がい者福祉事業等 実施主体	三宅 浩	特定非営利活動法人暖家	
障がい者福祉事業等 実施主体	溝井 力	特定非営利活動法人マイトリ	
障がい児福祉事業等 実施主体	金子 直由	特定非営利活動法人 南勢子どもの発達支援センターえがお	
障がい者福祉事業等 実施主体	田中 雅也	社会福祉法人四季の里	
障がい者福祉事業等 実施主体	森 夏代	合同会社 grateful	
障がい者福祉事業等 実施主体	浦田 宗昭	特定非営利活動法人いせコンビニネット (いせ若者就業サポートステーション*)	
障がい者福祉事業等 実施主体	岡田 まり	訪問看護ステーションほたるいせ	
障がい者在宅支援 団体	浅尾 賛平	伊勢市民生委員児童委員協議会連合会	
行政機関	前田 弓子	伊勢保健所	

関係機関等	氏 名	所属名	備 考
行政機関	横田 由美	伊勢公共職業安定所 (ハローワーク伊勢)	
教育機関	中野 温	伊勢市小中学校長会	
教育機関	越知 ひとみ	三重県立特別支援学校玉城わかば学園	
教育機関	森 美穂	三重県立度会特別支援学校	

(敬称略)

■専門部会(自立支援部会)委員

関係機関等	氏 名	所属名	備 考
障がい者福祉事業等 実施主体	山本 明伸	社会福祉法人三重済美学院 相談支援ネットワークグループ*代表	
障がい者福祉事業等 実施主体	金子 直由	特定非営利活動法人 南勢子どもの発達支援センターえがお	施策推進協議会 委員
障がい者福祉事業等 実施主体	森 夏代	合同会社 grateful	施策推進協議会 委員
障がい者福祉事業等 実施主体	浦田 宗昭	特定非営利活動法人いせコンビニネット (いせ若者就業サポートステーション*)	施策推進協議会 委員
障がい者福祉事業等 実施主体	岡田 まり	訪問看護ステーションほたるいせ	施策推進協議会 委員
障がい者福祉事業等 実施主体	青木 哲也	済生会明和病院なでしこ (みえる輪ネット事務局)	
身体障がい者団体	川口 幸生	伊勢市肢体不自由児者父母の会	
障がい者福祉事業等 実施主体	竹澤 尚美	社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会 (伊勢市生活サポートセンターあゆみ*)	
障がい者福祉事業等 実施主体	中村 和人	合同会社笑和	
障がい者福祉事業等 実施主体	中村 智士	社会福祉法人伊勢亀鈴会	
障がい者福祉事業等 実施主体	光山 隆善	社会福祉法人三重済美学院	
障がい者福祉事業等 実施主体	工藤 壮登	特定非営利活動法人暖家	
障がい者福祉事業等 実施主体	徳田 真宏	社会福祉法人まほろばの里	

(敬称略)

4. 用語解説

本文中において、*(アスタリスク)が付いている用語についてその用語の説明を掲載しています。

あ行

■アウトリーチ

何らかの問題を抱えているが支援を求めない利用者等に対して、相談に来るのを待つのではなく、援助者・支援者側から出向いて、相談・支援を行い、問題解決への動機づけを高めること。

■アクセシビリティ

アクセスのしやすさのこと。施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

■伊勢市生活サポートセンターあゆみ

制度の狭間にいる人や重層的な課題を持ち、生活に不安や困りごとを抱える人の相談に応じ、地域への訪問や関係機関との連携により、就労支援や家計相談支援などの経済的自立に向けた支援や、課題解決に向けた総括的な支援を行う機関。

■伊勢市成年後見サポートセンターきぼう

成年後見制度*の普及・啓発、成年後見制度に関する相談に対応し、成年後見制度を利用するための手続き・申立・後見活動等への支援を行う機関。

■いせ若者就業サポートステーション

仕事に就くことへの不安がある、人と話すのが苦手であるなどの理由で社会への第一歩を踏み出せないでいる若者や、そのことに関して心配している家族からの相談に対応する機関。

■一般就労

福祉施設等での就労ではなく、企業などへの就職、在宅での就労及び自らの起業などによる就労。

→福祉的就労*

→中間的就労*

■医療的ケア

病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為。

■医療的ケア児等コーディネーター

専門的な知識と経験に基づき、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケアを必要とする人やその家族に対してサービスを紹介するとともに、関係機関とのつながり等の支援についての役割を担う専門職。

■インクルージョン(包容)

障がいの有無に関わらず、すべての人が地域の資源を利用でき、差別なく受け入れられる社会。

■SDGs(Sustainable Development Goal:持続可能な開発目標)

持続可能な開発目標、通称「グローバル・ゴールズ」。2015 年、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組むため、国連において採択された「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた 17 の目標を指す。

か行

■キャリア教育

学生や個人が一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて発達を促す教育。

■共同生活援助

→グループホーム*

■強度行動障がい

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

■グループホーム

自宅での生活が困難となった高齢者や障がいのある人などが、施設職員による援助を受けながら少人数で共同生活する住まい。

■合理的配慮

障害者の権利に関する条約において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている概念。障がい者の権利の実現に当たり、個人に必要とされる合理的配慮*が提供されることが求められる。

さ行

■サービス事業所ネットワーク

居住系・日中活動系・児童通所系・訪問系・就労系サービス事業所が情報交換・共有、スキルアップの学習会などを行う場。

■サービス等利用計画

相談支援専門員*が作成する、障がいのある人の生活課題を解決してよりよい暮らしを実現するために、障害福祉サービス等を活用していくときの基本となる計画。

■「CLM(チェックリストイン三重)と個別の支援計画」

子どもの発達や特性に合った具体的な支援を実施するために、県立子ども心身発達医療センターが開発したツール。

■社会福祉士

身体上又は精神上の障がいがあり、日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言・指導などを行う専門家。社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。

■主任相談支援専門員

相談支援業務に関して十分な知識と経験を有する相談支援専門員*であり、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職。

■手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に置き換えて伝える人のこと。

■重症心身障がい児

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい児。

■障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによりて障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。

■障がい者就業・生活支援センターいくる

地域において生活している就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

■自立支援医療

精神通院医療・更生医療・育成医療が一本化された医療費の公費負担制度。指定医療機関で医療を受けた場合、医療費の自己負担が原則1割となる。所得に応じて上限が決められている。

■自立支援審査支払システム

市町村において、サービス等の受給者情報等を管理し、当該情報を国民健康保険団体連合会に伝送するシステム。

■身体障害者手帳

身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。身体障害者手帳の等級は重い方から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部(呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫機能)に分けられる。

■精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスが受けやすくなる。手帳の等級は、重い方から1・2・3級まであり、精神疾患や、それによる機能障がいと能力障がいの状態の両面から総合的に判定される。

■精神保健福祉士

精神障がいに関する専門的な知識や技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障がいの医療を受けている人などの社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う人のこと。

■成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が不利益を生じないよう、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消すことができるようにする制度。家庭裁判所が選任した成年後見人などは、財産管理(本人の財産の維持や管理)と身上保護(衣食住などの生活に関する手配や療養・介護などの手配)を行う。

■相談支援専門員

障がいのある人が自ら望む自立した地域生活の実現に向けて、サービス等利用計画*の作成などを行う専門職。

■相談支援ネットワークグループ

主に市内の計画相談支援事業所等で組織し、情報交換・共有、スキルアップの学習会、事例検討会などを行う場。

た行

■地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

■中間的就労

一般就労*と、いわゆる福祉的就労*との間に位置する就労であり、一般就労が困難な人に

働く経験の場・実習の場を提供するもの。

※中間的就労*は厚生労働省のガイドラインで「生活困窮者など一般就労*が難しい公的扶助の対象者」という解釈とされましたが、従来から「一般就労」と障害者総合支援法に基づく「福祉的就労*」との間に位置する就労という意味で使用しています。

→一般就労 →福祉的就労

な行

■日常生活用具

6種類の日常生活用具がある。

- ① 介護・訓練支援用具：特殊寝台や特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具。
- ② 自立生活支援用具：入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。
- ③ 在宅療養等支援用具：電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障がいのある人の在宅療養などを支援する用具。
- ④ 情報・意思疎通支援用具：点字器や人工喉頭などの障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。
- ⑤ 排せつ管理支援用具：ストマ用装具などの障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品。
- ⑥ 居宅生活動作補助用具：障がいのある人の居宅生活動作などを円滑にするための住宅改修など。

■日中サービス支援型グループホーム

障がいのある人の重度化・高齢化に対応するために、平成30年度から創設された共同生活援助*（グループホーム*）の新しい類型。24時間、相談・入浴・排せつ又は食事の介助その他の日常生活上の援助を提供する。また、短期入所を併設し、地域で生活する障がいのある人の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている。

は行

■パーソナルファイル

支援の必要な子どもが一貫した支援を受けることができ、安心して生活できるように情報を1冊にまとめることができるファイル。

■ハラスメント

人に対する「いやがらせ」や「いじめ」などの迷惑行為。職場においては、業務上必要な範囲を超えて相手に不快感や不利益を与えることを指す。

■ビジネスパーク伊勢

平成23年に伊勢商工会議所青年部OBを中心とした有志で発足された団体。伊勢商工会

議所、伊勢市教育委員会をはじめ地域の企業等と協力しながら市内中学2年生へのキャリア教育*をボランティアにより実施している。

■PDCAサイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4つのプロセスを循環させ、業務を継続的に改善する方法。

■福祉的就労

一般就労*が困難な障がいのある人が、福祉的なサポートを受けながら働くこと。

→一般就労

→中間的就労*

■ヘルプマーク・ヘルプカード

援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人(義足、内部障がい、難病、妊娠初期の人など)が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなることを目的としたマーク。

主にカバン等にぶら下げて気づきのサインとして利用する「ヘルプマーク(ストラップ)」と、主に財布等に入れて必要な時に対処法等を周囲に伝える「ヘルプカード」がある。

■ペアレントトレーニング

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指した支援。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切に関わることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できる。

■ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを持つ親が同じ経験をしてきた親の立場として、子育てにかかわる悩みごとなどに対して信頼のある相談相手(心のサポーター)となること。所定の養成研修を受講後、ペアレントメンターの登録が必要。

や行

■要約筆記者

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く(入力する)スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

ら行

■リハビリテーション

老化や健康状態(慢性疾患、障がい、外傷など)により、日常生活の機能に限界が生じているか、その可能性が高い場合に必要となる一連の介入のこと。

医学的リハビリテーション、社会的リハビリテーション、職業的リハビリテーションの3つに分類される。

■療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。障がいの程度は、重い方からA判定がA1、A2、B判定がB1、B2と記載される。

伊勢市の 花・木・鳥



市の花 ジングウツツジ

<特 徴>

神宮林内の神路山、島路山で発見され、その名が付けました。伊勢志摩地域、静岡県浜松市、愛知県東部に生育しています。



市の木 オヤネザクラ

<特 徴>

昭和61年7月3日に、市の天然記念物に指定。国指定史跡・旧豊宮崎文庫に所在しています。昭和3年にヤマザクラの新種として発表されました。



市の鳥 イソヒヨドリ

<特 徴>

大きさは25 cm程度で、美しい声で鳴きます。オスとメスでは羽の色が異なります。磯や海岸部を生息地としていましたが、最近は、市街地などにもその生息域を広げてきています。

伊勢市

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

～だれもが自分らしく暮らせる自立と共生のまち いせ～

令和6年3月



発行

伊勢市 健康福祉部 高齢・障がい福祉課

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

TEL 0596-21-5558 FAX 0596-20-8555

表紙作品：世古口孝太（NPO 法人希望の園）